

平成 25 年第 1 回長南町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 議案第 1 号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 長南町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 長南町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 長南町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8 号 長南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9 号 長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定について
- 日程第 16 議案第 10 号 長南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 12 号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 13 号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 長南町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15 号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 16 号 長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 長南町道路線の変更について
- 日程第 24 議案第 18 号 長南町道路線の認定について
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 24 年度長南町一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第26 議案第20号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第27 議案第21号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第28 議案第22号 平成24年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第29 議案第23号 平成24年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第30 議案第24号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第31 議案第25号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）について
日程第32 議案第26号 平成25年度長南町一般会計予算について
日程第33 議案第27号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計予算について
日程第34 議案第28号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35 議案第29号 平成25年度長南町介護保険特別会計予算について
日程第36 議案第30号 平成25年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について
日程第37 議案第31号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第38 議案第32号 平成25年度長南町ガス事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	大倉	正幸	君	2番	鈴木	喜市	君
3番	森川	剛典	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂田	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘	君	副町長	葛岡郁男	君
教育長	片岡義之	君	会計管理者	石橋弘道	君
総務課長	西野秀樹	君	総務室長	田中英司	君
企画財政室長	荒井清志	君	政策室長	唐鎌幸雄	君

特 命 主 幹	野 口 喜 正 君	税 务 住 民 室 長	岩 崎 利 之 君
保 健 福 祉 室 長	湊 博 文 君	事 業 課 長	麻 生 由 雄 君
産 業 振 興 室 長	田 邇 功 一 君	農 業 推 進 室 長	御 園 生 明 君
地 域 整 備 室 長	松 坂 和 俊 君	ガ 斯 事 業 室 長	岩 崎 彰 君
教 育 課 長	齊 藤 正 和 君	学 校 教 育 室 長	石 野 弘 君
生 涯 学 习 室 長	浅 生 博 之 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	常 泉 秀 雄	書	記	杉 崎 武 人
書	記 片 岡 勤			

○議長（松崎 熱君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からご挨拶がございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成25年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中ご出席をいただき、

誠にありがとうございます。

早いもので平成24年度も残すところ1ヶ月余りとなりましたが、各事務事業につきましてはおおむね順調に推移し、年度末へ向け最終仕上げの段階に入っているところでございます。これもひとえに、議員各位のご理解、ご協力のたまものと改めて感謝申し上げます。

さて、本定例会でございますが、条例の新規制定9件、条例の一部改正7件、道路線の変更1件、道路線の認定1件、各会計の補正予算及び当初予算14件、人事案件3件の計35件の議案を提案させていただいております。

条例の新規制定につきましては、いわゆる地域主権一括法の施行に伴い、介護、道路、河川、公園などに係る基準を設けるための条例制定、また、一部改正では長南町防災会議条例の一部改正など、予算関係では各会計における事務事業の精算に係る最終補正、並びに先般の予算大綱におきましてご説明申し上げました、平成25年度各会計の当初予算をお願いするものでございます。

なお、平成24年度一般会計補正予算では国の大型補正に伴う、道路橋梁費の追加及び年度内に事業の終了が見込まれない5つの事業の経費を、繰越明許費として設定させていただいているところでございます。

議員の皆様方におかれましてはよろしくご審議をいただき、全議案ご可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 熱君） ただいまから、平成25年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 仁茂田 健一君

9番 丸島なか君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

[議会運営委員長 丸 敏光君登壇]

○議会運営委員長（丸 敏光君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月18日に委員会を開催し、平成25年第1回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定10件、条例の一部改正6件、道路線の変更・認定、平成24年度の補正予算7件、平成25年度の各会計当初予算7件、同意1件、諮問2件、計35議案が提出され、また、一般質問は7人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日28日から3月8日までの9日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問の方式につきましては、引き続き試行的に一問一答方式で行うことといたしました。

また、本定例会に提出しております平成25年度長南町一般会計予算につきましては、例年は予算特別委員会を設置しこれに付託して審査を行っているところですが、本年は各特別会計等と同様に本会議で審査することといたしました。

ここで、平成25年度一般会計予算に関する審査の方法を申し上げます。

審査は特に歳入と歳出に区分して質疑を行います。

まず歳入については、1款町税から21款町債までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分して質疑を行うこととし、さらに質疑の回数についてはそれぞれの区分ごとに3回以内とすることに決定をいたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付した平成25年第1回長南町定例会日程概要のとおりであります。

最後に、一般質問に関する申し合わせでは現在件名ごとに質問することとなっておりますが、次回の定例会からは要旨ごとの一問一答とする方向で調整することになりましたのであらかじめ申し上げます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 熱君）　日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期はさきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月28日から3月8日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日28日から3月8日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 熱君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案32件、同意1件、諮問2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成24年11月分、12月分、平成25年1月分の例月出納検査結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告がありました教育委員会の点検及び評価報告書及び議長、並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果等については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 熱君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　それでは、4点ほどの行政報告をさせていただきたいと思います。

まず最初に、土地の取得についてでございます。

町内2カ所の土地を公有地として取得したことについて、ご報告をさせていただきます。

1カ所は庁舎東側、中学校の正門前近くの不二公業が事務所用地として利用していた土地です。売地の看板が立っているのでご承知の方もあるかと思いますが、庁舎用地と隣接しており今後の利用価値も高いと考え取得したところでございます。

地目は宅地で、面積は663.79平米、価格は625万2,000円、平米単価に換算しますと9,419円となります。当面は花火大会やフェスティバルなどのイベント時の駐車場として利用してまいります。

もう1カ所は本台青年館が建っている土地です。土地所有者は大蔵省、現在の財務省となります。財務省から早期に処分したい旨の通知があり、また、本台区からの要望もあり取得したところでございます。地目は宅地で、面積は1,170.29平米、価格は既往の使用料と合わせて163万6,590円、平米単価は1,398円となります。

財源としては、土地開発基金の中で土地財産として所有してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2件目でございますけれども、旧米満住宅跡地活用計画については昨年の12月定例議会のときにも報告をさせていただきましたが、本年の4月27日には圏央道茂原長南インターチェンジの供用開始が予定されており、重ねて事業者に早期着工をお願いしてきたところです。

業者には1月末日には結論を出してほしいとお願いをしていましたところ、1月31日にその回答がありました。平成26年4月から消費税増額の改正もマンションの駆け込み需要の引き金となることから、事業を遂行する旨の回答であり、順調に計画が進めば5月上旬にはモデルルームの着工、8月中旬ごろからは販売開始を目指してまいりたいとのことでした。

しかしそれは全くの事業者の言い分であり、町としてはこれ以上マンション建設設計画が遅れるような場合は、あるいは工事着手できない場合は、事業者と締結しております協定書を破棄し、次の活用方法を早々に決めていきたいと考えております。このことは、事業者にも先日伝えたところです。

まずは、協定書のとおり事業着手していただくことが一番であると考えておりますが、時期的にもこれ以上猶予できない状況と現時点では判断いたしましたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目はマスコットキャラクターの策定状況についてご報告をさせていただきます。

昨年の6月からマスコットキャラクターのデザインを全国に募集し、11月3日の長南フェスティバルでデザインの発表を行いました。

さらにその後、主に町内から愛称の募集を行い選考委員会でご協議をいただき、その愛称を「ちよな丸」とさせていただきました。先日の2月11日に特別住民としての登録も行い、また、町のホームページにも掲載いたしました。新聞等でも記事が掲載されましたので、既にご承知のことだと思います。

着ぐるみについても現在作製中であり、間もなくでき上がってまいります。

大人から子供まで誰からも親しまれ、町の特長をよくあらわし地域の情報発信や観光PR、特産物の紹介等にも役立つものとして、今後はホームページ、広報等各種印刷物、着ぐるみを使用しての各種イベントの参加など、いろいろな面で活用を図ってまいりたいと考えております。既に、数件のイベントへの参加依頼やデザイン掲載依頼も来ております。

また、デザインや着ぐるみの使用に関する要綱・要領も定め、町民の方々にも使用していただけるようにそのルールづくりも行いました。マスコットキャラクター「ちよな丸」が、今後町活性化の一助となれるよう期待すると同時に、議会の皆様にもご支援をいただきまようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、圏央道の開通日決定についてでございますが、今春の供用開始が予定されておりましたが、東金ジャンクションから木更津東インターチェンジの間42.9キロの待ちに待った開通日が4月27日に正式に決定されましたので、改めて報告をさせていただきます。この開通は地域の産業、観光を活性化させ、本町の発展にも大きな役割を果たしてくれるものと期待するところでございます。

なお、この区間における開通式の会場につきましては、茂原北インターチェンジを予定しているとのことでございます。また、3月20日には千葉県国道事務所主催による土地提供者を対象とするバスによる見学会が、4月13日には長生郡市合同による開通記念イベントが同じ茂原北インターチェンジを会場に予定されております。

なお、町主催による町民の見学会につきましては現在協議中ですので、日程が決まり次第ご報告させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上、4点行政報告をいたしました。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松崎 勲君） 日程第5、施政方針を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、私のほうから施政方針をお願いしたいと思います。

本日ここに平成25年第1回定例議会開会に当たり、平成25年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに先立ちまして、私の町政運営の基本的な考え方及び施策の概要につきまして、所信の一端を申し上げ議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

私が平成22年1月に4期目の町長として負託いただき、早くも3年が過ぎ残り10ヶ月となりましたが、思い描く将来像の実現に向け任期のある限り全力を尽くして行政運営に取り組んでまいりたいと、決意を新たにしているところでございます。そのためには、私自身が的確なかじ取りを行うことはもとより、議員各位を初め町づくりの主役となる住民の皆様方の英知と地域力を結集し、長南町の総力を挙げての町づくりの推進が不可欠でございます。議員各位並びに町民の皆様には引き続きご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。

初めに、大震災以来もうすぐ2年が経過しようとしておりますが、傷跡も広く深く残されています。そんな中、国では政権交代が行われ自民党の安倍内閣が発足いたしました。安倍総理は日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体として実行していくこととしております。

その第1弾として、緊急経済対策を実行するため平成24年度に大型補正予算が組まれました。

また、続く平成25年度予算では、被災地の復興の加速を最優先とすることと、民間投資の喚起による成長力強化と、中小企業対策生活空間の安全確保、質の向上と、地域活性化などを重点分野として、日本経済再生の実現を図り大型補正予算と一体的なものとし、切れ目のない経済対策を含め長引く円高デフレ不況から脱却し、新しい事業の創出により成長力が強化され、雇用と所得が拡大していく強い経済を目指すとされております。

本町でも、国施策に呼応し生活道路等整備のため、道路や橋梁の修繕に約3億円の大型補正予算を編成させていただきました。これに続く平成25年度の予算編成に当たっては、厳しい財政状況ではございますが、町の将来像の実現に向けて各分野の事業が着実に推進されるよう町民の視点に立って事業の必要性・重要性を検討するとともに、町民の生活に密着した政策を展開するため、大型補正予算と連動して効果的、効率的な事業執行となるための事業内容の精査や財源の確保に努めます。

公債費水準が高く社会保障関係の経費が増大する中で、保育所遊戯室の改築工事を始め農業振興事業を推進することになりますので、各種基金を抑制しつつ過疎対策債等の有効活用により対応することいたします。

なお、平成25年度以降の国の経済対策が具体的に示されていくものと考えますので、隨時的確に対応してま

いりたいと考えております。

平成25年度当初予算は24年度当初予算と比較しますと、一般会計につきましては2億4,100万円減の比率として5.8%減の39億3,900万円となりましたが、24年度の大型補正予算より繰り越します土木事業費や土地改良費3億4,000万円を加え、実質の執行予算は42億7,900万円となります。

それでは、25年度の重要施策の概要を申し上げます。

初めに、「健康で心の通う福祉の実施」であります。まず保健福祉の関係につきましては保健センターを活用した総合的な健康管理事業を展開し、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。特に保健衛生事業につきましては、引き続き高齢者肺炎球菌予防接種の助成を行うほか、メタボリックシンドローム予防に着目した特定検診、特定保健指導の充実に努めてまいります。

また、新たに妊産婦の歯科検診を実施するとともに、妊婦健診の公費負担、各種がん検診を中心とした住民健診も引き続き実施し、町民の健康管理の充実を図るほか、予防接種では子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン接種及び小児用肺炎球菌ワクチン接種、さらにロタウイルスワクチン接種を加えて、子供から高齢者まで町民の健康管理の充実に努めてまいります。

次に、児童福祉につきましては少子化対策や子育て支援の一環として、延長保育や一時保育など次世代育成支援計画に基づき、その内容の充実に努めるとともに保育所遊戯室の建てかえを行い、子供たちの安全な保育環境を確保してまいります。

また、町単独の助成事業である出産祝い金のほか、中学生までの子供医療費の無料事業では小学校4年生以上の町単独部分についても、現物給付化することにより利便性の向上を図ってまいります。

次に、障害者福祉につきましては重度障害者に対する医療費助成を行うほか、新たに施行される障害者総合支援法に基づき、障害を持つ方が身近で必要なサービスを受けながら暮らせるよう引き続き支援してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては高齢化率が33.4%に達し、今後もさらに上昇が見込まれることから生活機能の維持、向上を目的とした介護予防事業の充実に努めるとともに、要介護状態となつてもできる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、サービス内容の充実を図ってまいります。

介護保険につきましては、平成25年度は第5期介護保険事業計画の2年目となります。認定者数や利用者数の増加傾向は続いている状況です。介護給付費準備基金を活用し、安定的な運営に努めてまいります。

包括支援センターにつきましては、高齢者がいつまでも自立した生活ができるように個々にわたった介護予防プランを作成してまいります。

また、町民の総合相談窓口として、子供から高齢者まで、子育てから介護まで幅広い分野の相談業務を行っておりますが、新たに社会福祉士を配置することで機能の充実に努めてまいります。

次に、町社会福祉協議会につきましては、高齢者の生きがい対策として「シルバー人材センター」、地域に根づいた健康と活力ある「いきいきサロン」、引きこもり予防対策として「高齢者和気あいあい事業」、及び働く親を支援する「児童クラブの運営事業」、「介護サービス事業」など多くの福祉事業を展開しています。社会福祉協議会の機能を十分生かしたきめ細かな福祉事業が展開できるよう、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、被保険者がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう円滑な事業運営に努めるとともに、保険者に義務づけられた特定健診の受診率の向上を図ることで、運動や食事を中心に生活習慣病の予防や改善に取り組んでまいります。また、患者負担の軽減や限りある医療費の有効利用を図るため、引き続き希望カードを配布してジェネリック医薬品の啓発普及に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療につきましてはその資格事務及び保険料徴収事務に万全を期すとともに、引き続き高齢者の健康管理のため、人間ドックの助成を実施してまいります。

次に、活力ある農・商・工業の育成でございますが、近年、農業生産者団体が高齢化を迎え農業の継承も難しく遊休農地がふえつつあります。この状況を受けて、平成19年度からスタートした「農地・水・環境保全向上対策事業」とこれに続く「農地・水保全管理支払交付金事業」により、地域の方々による共同作業も年々定着し、地域に根づいてまいりました。今後は優良農地の維持、農業用水路等の施設の長寿命化はもとより、地域の自然環境、景観保全を図るためにも、この事業の拡大に努めてまいります。

また、農業者の所得安全対策については、政権の交代により「農業者戸別所得補償制度」から「経営所得安定対策」に名称は変更されましたが、現場を混乱させないように抜本的な見直しあれど現制度が維持されますので、次期対策を注視しながら農業者の所得安定対策を周知、指導してまいります。

次に、全農家参加型農業の推進につきましては、担い手不足や就業者の高齢化等の課題を解決するための施策として打ち出しているものであり、今後、農業基盤としての農地を維持していくには地域の営農農地の集積を図り、生産性の向上、収益性の高い農業を目指し元気な経営体を確立することが必要です。農地の集積と土地利用については、営農組合大規模農家等に大きな面積が集積され耕作されます。このことにより、環境の維持、保全となり耕作放棄地の防止となっているところです。

このような集積により、地域を担う営農組合や大規模農家等に機械、施設にかかる負担軽減を図るため支援を行ったところです。今後も集積が進むと考えますので、地域の大規模農家、認定農業者等の担い手を中心とした営農組織づくりを推進してまいります。平成25年度は地域の将来像を描く人、農地プランを策定してまいります。このプランは、補助事業を受けるには必要なプランであり作成に当たっては、全農家参加型を基幹として検討会を設置して、地域の実態あるいは意見を取り入れ策定するとともに、組織づくりもあわせて推進してまいります。

また、全員参加の組織として埴生川Ⅲ期地区の営農組合を立ち上げてまいります。豊栄地区においても集積が進んでいることから、関原営農組合を中心として地域の大規模農家等と協議しながら組織づくりを推進し、効率的で生産性の高い農業を目指してまいります。

次に、坂本利根里地区の土地改良については平成22年度に事業認可を受け、23・24年度と面工事を主体として実施してまいりました。平成25年度は最終年次として、暗渠排水工事及び換地業務等を農業生産基盤整備事業として予定をしております。

次に商工業の振興につきましては、引き続き商工会を通じて経営指導、講習会等を開催し、あわせて各イベント等により商工業の活性化に向け、支援をしてまいります。また、商店や個人経営者などの金融機関から融資を受けた者に対し、利子補給を行ってまいります。

次に、観光振興につきまして圏央道が開通することによって県内外からの移動時間が大幅に短縮され、生活

の行動範囲が拡大されます。この整備効果を生かし、町特有の資源や歴史文化など、さまざまな観光資源を知ってもらい楽しんでいただくために、25年度はこの圏央道の開通記念として「桜まつり」や「花めぐり」などのイベントの開催に取り組んでまいります。

また、近隣市町村との合同イベント開催、ゴルフ場等の観光施設と連携を強化して、交流客の増加、あわせて町特産品のPRに努めてまいります。

なお、花火大会の新たな打ち上げ場の確保については、8月の開催に向けて造成工事を継続実施してまいります。

次に、自然を生かした生活基盤の整備ですが、東日本大震災を契機に本町でも安全で安心して住める町づくりへの関心が高まってきています。震災や津波などの大きな自然の驚異に人間の小さな力で立ち向かうには、小さな力の結集、人ととのつながりが重要であることを学び、防災対策における自助・共助・公助の連携が大切であることを改めて認識したところであります。

本町ではこの自助・共助・公助のバランスのとれた地域防災力の強化をさらに推し進め、「自分たちの町は自分たちで守る」連携意識のもと、自主防災組織の育成に努めてまいります。

防災訓練の充実、職員の非常招集の訓練などの実施、実践を通じ、災害から被害を最小限に抑えるため、日々の心構え、準備を整えてまいります。また、震災災害からとうとい生命を守るため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の戸建住宅に対し、引き続き耐震診断経費の一部を助成してまいります。

建築物の耐震化については何より町民の意識が重要となりますので、広報及びホームページを活用し、より一層の啓発に努め、安全で災害に強い町づくりの推進を図ってまいります。

次に、地上デジタル放送難視聴対策について、23年度から24年度の2カ年で国から新たな難視区域として指定された19地区、1,534世帯に無線共聴施設74局を建設し、地域格差の是正を図ってまいりました。

今後は、長南西地区テレビ共同受信組合より移管される有線共聴施設も含め、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、道路関係でございますが首都圏中央連絡自動車道については、木更津から東金までの約43キロの開通日が公表され、各種団体による開通イベントの日程も具体化しています。町の開通イベントも計画されていますので、日程及び内容を早急にまとめているところでございます。

茂原一宮道路、すなわち長生グリーンラインについては、圏央道開通日に合わせ国道409号線の千田交差点から茂原・長南インターチェンジ間の供用開始準備が行われており、その先の一宮方面においては道路高架橋の上部工事等が継続的に進められているところでございます。

次に、圏央道周辺の開発については、圏央道の茂原・長南インターチェンジの供用開始は本町にとって大きなインパクトとなることは間違ひありません。特に、インターチェンジの開発や米満住宅跡地の高層マンション計画は供用開始後事業が動き出すものと考えておりますが、この早期実現ができるよう町も協力、支援を行ってまいります。

町道についても、平成24年度の大型補正予算に連動した事業実施になります。

生活道路では緊急車両が通行できない狭い道路の解消を図るため、計画的に改良工事を実施してまいります。道路維持については、安全な通行ができるよう道路の修繕工事、管理作業を実施してまいります。

橋梁については、「長寿命化修繕計画」に基づき計画的に修繕工事を実施して、長寿命化を図ってまいります。

次に、地籍調査については土地の境界立ち会いを実施し、地籍を明らかにする事業となります。平成26年度からのこの実施に向け、25年度では住民説明などを実施し事業の周知に努めてまいります。

次に、その他の生活基盤の整備では、平成24年度より地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電設備への設置費の一部助成をしております。引き続き環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、自然エネルギーの有効活用の促進を図ります。

ごみ処理については、本町の平成23年度の一般廃棄物処理事業の実績では、ごみ総排出量が2,109トンとなっており、前年度と比べ32トンも減量しております。今後もごみの減量化機器への設置補助を実施するなど、ごみの排出量抑制に努めてまいります。

また、有害鳥獣関係ではイノシシを初め、アライグマ、ハクビシン等については24年度から新たにくくりわなによる捕獲も実施するなど駆除対策を講じておりますが、依然、農作物及び農地の被害が多く寄せられております。引き続き箱わなや銃による捕獲と合わせ、防護柵・電気柵設置補助、捕獲報奨金制度の強化により、被害防止に取り組んでまいります。

次に、ガス事業については小口需要における販売量は、一般家庭の伸びは期待できませんが、商工業では本格的に操業開始となる工場及び燃料を重油から町営ガスに切り替える企業があることから、大口供給につきましては1社分の供給量の増を見込みますと、供給量全体では17.9%増の862万立方メートルを見込んでおります。

収益的支出については24年度決算見込みに比較して16.8%増の予算を編成させていただき、年度末利益については125万9,000円の利益を見込んでおります。

資本的支出では24年度に引き続き、白ガス管入れかえ工事を推進し、安定したガスの供給に努めてまいります。

ガス料金につきましては、平成8年度に改正して以来、16年間にわたり安価なガス料金を維持してまいりましたが、原料ガス価格の値上げなどにより原価構成に変動が生じていることから、ガス料金の見直しが必要であると考え、現在ガス料金の適正化について経済産業省関東経済産業局と協議を進めているところです。

今後、料金の見直しに係る事務作業を行ってまいりますが、議会はもとより需要家の皆様にも十分周知を図り、ご理解をいただきながら見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業集落排水事業につきましては処理場や管路施設の機能診断を行い、適時適正な修繕計画を策定し、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、笠森霊園事業につきましては、近年返還墓所の販売実績が減少傾向にありますが、圏央道の整備効果を活用した販売促進など適切な事業運営に努めてまいります。

平成25年度は霊園内の交通安全施設整備と管理料のコンビニ納付に向けた電算システムの構築など、墓所使用者への一層のサービス向上に努めてまいります。

次に、伝統文化を大切にした教育文化の向上であります。

まず、教育関係について。学校教育では子供の個性を伸ばし、生きる力を育む教育に重点を置き、特色ある

教育を進めてまいります。そのために、引き続き学習支援指導員を各小・中学校に配置し、学力の向上や個に応じたきめ細かな教育の推進を継続してまいります。

また、児童・生徒が目標を持ち、積極的に学習意欲や競争心を育み団結力を高めるとともに、長南町の伝統工芸・文化の体験のため、「キラリ輝く長南っ子事業」を創設して3年目を迎えたところでございますが、全児童・生徒を対象に漢字検定の受験を推進することで目標の設定、基礎学力の向上に取り組んでいく一方、保育園から中学生までを対象に演劇や音楽などの本物の芸術に触れる合同鑑賞会等による情操教育の推進、小学校の3年から5年生を対象に、べに花染め・芝原人形・袖凧づくりなど町の伝統工芸・文化に触ることで、豊かな心を育み、生涯において長南町を誇りに思える人材育成等の特色ある教育活動に今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、新学習指導要領による英語教育が小学校5・6年生に完全実施されましたが、これまでに町の単独事業として先進的に行われてきました国際理解教育が生かされスムーズに移行できましたので、引き続き継続するとともに、中学生の海外交流研修事業、英語指導助手業務委託事業は異文化に触れそのよさを体感するとともに、生の英会話を学ぶことやコミュニケーション能力の育成の観点からも継続し、これからますます重要性を増す英語活動や、国際理解教育に対応してまいりたいと考えております。

次に、少子化の問題につきましては現在整備された施設、設備をフルに活用するとともに町の強みとした少人数教育の徹底を図り、連携用送迎バスを借り上げによる学校間連携事業や同年齢集団による事業など特色ある教育として進めているところですが、今後もさらに密度の濃い小学校間の連携事業を行い充実を図ってまいります。

また、児童の減少に伴い小学校の小規模化が進行する中で、よりよい教育環境を整備し充実した学校の実現を図るため「学校適正配置検討委員会」を設置し、複式学級を避ける方法についてさまざまな観点から話し合いを行っておりますが、引き続き検討していただきたいと考えております。

次に、給食事業につきましては引き続き安全・安心で、栄養基準はもとより児童・生徒の嗜好に応える給食を維持するとともに、生涯にわたり健康でよりよい生活を送るために学校栄養士による食育の推進を図ってまいります。

次に、社会教育関係については人生80年に対応した生涯学習体制の充実を図るため、多様で質の高い学習機会の確保と施設がより効果的に利用されるよう、夜間の開放を初め多くの町民が使いやすいよう整備、改善を図ってまいります。

また、少子化が進み触れ合いが不足する中、子育て教育の支援、青少年の健全育成等、学校や青少年育成団体との連携、強化を図り、引き続き各種体験事業を進めてまいります。

伝統文化の継承と振興では、文化財の保護活動を進めるとともに郷土の歴史文化を伝えるため、展示イベントのほか学習支援にも積極的に取り組みます。

体育・スポーツの振興では、スポーツの関心が高まる中、地域スポーツの振興とその質的向上を図るため各団体と連携を密にし、指導者の育成と活動を支援してまいります。

また、老朽化の著しい体育施設について計画的に改修を行い、施設の機能強化を図ってまいります。

最後に、計画的で効率のよい行財政改革でございますが、第4次行財政改革も5年目に入り、いよいよ最終

段階の年となります。

まず職員給与の関係ですが、国家公務員の給与削減に伴い地方公務員の給与削減が求められております。県の説明では、引き下げる後の国家公務員の基本給を100とした場合、本町のラスパイレス係数は103となりますので、おおむね3%の削減が求められることになります。実施時期は7月となることから、今後、長生郡市の担当者レベルで十分協議、住民の理解が得られるあり方で処理してまいりたいと考えております。

また、24年度では債務管理室を設置し町税等の徴収のあり方の見直し、徴収率の向上に努めてきましたがその結果を踏まえ、25年度は国税滞納整理を経験した専門知識を有する人材を臨時職員として採用し、徴収強化を図ってまいります。

次に、過疎対策の関係につきましては、平成24年10月に町活性化対策検討委員会を設置し現在まで計4回の会議を行いました。まだまとめ上げるまでには至っておりませんが、小さなことでもできることから一つずつ行えるようにしてまいりたいと考えております。

また、24年度でマスコットキャラクターの製作を行っておりますが、間もなく縫いぐるみもでき上がってまいります。町の情報発信、観光PR等に当たり、ホームページ、広報あるいは各種印刷物等にも積極的に活用してまいりたいと考えております。

公共交通に関しましては、予約制乗り合いタクシーの運行を開始しました。高齢者の外出支援策として多くの方々にご利用いただき大変喜ばれています。さらに利用しやすく効率的な運行方法を継続して検討してまいります。

次に、協働については今後の町づくりについては必要不可欠であることから、ボランティアの育成、組織づくりを進めてまいります。

青パトによる防犯パトロールの実施や平成21年度からは「協働推進サロン」が開催され、いろいろな催し物も行われております。

また、各地域におきまして自主的防災組織の立ち上げも5地域で行われ、さらに3地域でも検討がなされております。今後とも多くの住民の方に協働というものをご理解いただき、ご参加いただけるよう啓発活動にも取り組んでまいります。

次に、町税については長引く景気の低迷と雇用環境の悪化などにより、行政運営の基本財源である町税の確保、徴収は非常に厳しい状況にありますが、適正課税、公平な負担の立場から未納解消に積極的に取り組んでまいります。

また、町税を全国各地のコンビニエンスストアでも納付ができる「コンビニ収納」を開始するためのシステムの構築を行い26年度の実施を目指します。

なお、引き続き土地評価の精度の向上に向けて土地現況図の修正を行い、宅地比準割合の見直しに取り組んでまいります。

以上、平成25年度を迎えるに当たり、町政にかかわる私の基本姿勢並びに当初予算の主な施策について申し上げました。

日本の復興、経済の再生を目指す中、極めて深刻な財政状況の中で財政の立て直しを図りつつ、町民の皆様のさまざまなニーズに対して、効果的・効率的に事業を展開し、安全安心で活力と希望の持てる町づくりを推

進することが肝要であると考えております。

町民の皆様の深いご理解、ご協力をいただきますとともに、議員皆様の格段のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ平成25年度の所信の一端とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで、施政方針は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時20分を予定しております。

（午前10時03分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第1号～議案第32号の上程、説明

○議長（松崎 熱君） 日程第7、議案第1号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第38、議案第32号 平成25年度長南町ガス事業会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定から議案第32号 平成25年度長南町ガス事業会計予算についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに議案第1号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき条例の制定をお願いするものでございます。

次に、地域主権改革一括法の施行により関係法令が改正されたことに伴い、条例の制定及び条例の一部改正をお願いするものでございます。

条例の制定につきましては、議案第2号 長南町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第3号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第4号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第5号 長南町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、議案第6号 長南町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第7号 長南町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第8号 長南町河川管理施設等の構造の基準を定める条件の制定について、議案第9号 長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定についてまでの8つの条例が対象となります。

次に、条例の一部改正ですが議案第13号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 長南町町営住宅管理条例の一部改正する条例の制定について、最後に議案第16号 長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3つの条例が改正となります。

次に、議案第10号 長南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災に関する重要事項を審議する所掌事務を追加すること、及び防災委員に女性の視点からの提言できるものをつけ加えるなどの条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 長南町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に基づき、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更となるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 長南町道路占用料に関する条例の一部改正する条例の制定についてでございますが、道路法施行例の改正により「太陽光発電設備及び風力発電設備等」が「道路占用物件」として追加されたことにより、条例の改正をお願いするものでございます。

次に議案第17号 長南町道路線の変更については町道小生田40号線、町道小生田43号線、2路線の県歩道整備事業の施行に伴う起点終点の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 長南町道路線の認定については、長生グリーンラインの部分供用開始に伴い、接続する新道路をあわせて供与開始を行う必要があるため、町道の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第19号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、平成24年度に計画いたしました事務事業は順調に進捗しております。補正概要につきましては、人件費及び事務事業の執行に係る精算、国の平成24年度補正予算を活用した道路橋梁費の追加及び地域農業推進基金、財政調整基金などの積立金を主に計上させていただくものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では高速バス停留所建設補助金の追加補正を、民生費では障害者自立支援法に基づく介護給付扶助費の増額と介護保険特別会計への繰出金に係る経費の減額を地域人材育成事業の委託料及び国民健康保険特別会計の繰出金について、精算に伴う減額補正を。

衛生費では妊婦・乳児健康診査委託料、がん検診等委託料、後期高齢者健康審査委託料、さらに合併浄化槽設置事業や、広域市町村圏組合衛生費負担金の精算による減額補正を。

農林水産業費では坂本・利根里地区の基盤整備事業の事業前倒しに伴う追加補正を。

土木費では国の大型補正に伴う舗装修繕工事、道路改良工事、橋梁修繕工事などの追加補正を。

教育費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金や、指定文化財保存整備事業補助金の精算による減額補正を。

諸支出金では制定後3年目となりました地域農業推進基金や財政調整基金に積み立てる経費を。

歳入におきましては、町民税と普通交付税の増額と、緊急雇用創出事業の精算による減額を。

また、坂本・利根里地区の基盤事業の前倒しや、国の大型補正予算による舗装修繕工事などの国庫支出金の増額とこれに伴う公共事業等債の追加補正などにより、補正予算を編成したところでございます。

なお、事業前倒しに伴う坂本・利根里地区の基盤整備事業の一部、国の大型補正予算による舗装修繕工事等及び町が実施する圏央道開通記念イベント事業につきましては、平成25年度に繰り越しをさせていただきたく、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出において決算を見込む中、保険給付費の増額及び保健事業費の精算並びに財政調整基金への積み立てを。

歳入においては、これに伴う国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び繰越金の増額、並びに繰入金の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、決算を見込む中で保険料及び広域連合への納付金の減額等の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 平成24年度介護保険特別会計補正予算（第2号）については、保険給付費について当初見込みを下回ることから、保険給付費の減額のほか、地域支援事業費の精算に伴う減額、平成23年度超過交付となった国県支出金の返還金について補正をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 平成24年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出では職員及び非常勤職員の手当等の精算による減額補正をお願いし、歳入では事業収入における墓所使用料の追加により、財政調整基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第24号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、圈央道関連工事に伴う精算のほか、電気料値上げに伴う追加を、歳入では一般会計繰入金の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第25号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収入については内管受注工事収益及び工事負担金の増による追加を、また支出については内管受注工事費用の追加を、工事費では執行差金等の精算に伴う減額をお願いするものでございます。

次に、議案第26号 平成25年度長南町一般会計予算についてでございますが、平成25年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針及び長南町第4次総合計画や過疎地域自立促進計画に基づき、限りある財源の確保に努めるとともに施策の優先順位を明確にし、後世に誇れる町づくりに取り組む予算を編成させていただきました。

まず、歳出における主なものといたしましては、総務費では24年度をもって設置工事を終えた、無線共聴施設と25年度長南西地区テレビ共同受信組合より移管される有線共聴施設の維持管理の経費、新しい公共交通システムにより、効果的・効率的で利用頻度の高いサービスを目指す新公共交通システム運行業務の委託経費、24年度に引き続き土地現況図の修正を行い、宅地比準割合を見直す土地現況図作成、宅地比準割合算出業務委託経費及び参議院議員選挙費、長南町長選挙費それに係る経費を計上させていただきました。

民生費では、障害者福祉として重度障害者に対する町費助成や、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の扶助費を計上し障害者の自立支援の推進を図ってまいります。

また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会へ活動費を助成し、より一層の高齢者への配慮、介護サービスなどの充実に努めてまいります。

児童福祉については、児童手当の支給の経費及び子育て支援の一環として、延長保育や一時保育に係る経費を計上いたしました。

保育所については、子供に対する安心、安全な保育環境を整備するため、遊戯室の改築工事に対する経費を計上いたしました。

衛生費では、各種健診事業についてなお一層の充実を図り、町民の疾病予防や健康づくりに努め予防接種においては引き続き高齢者肺炎球菌予防接種事業と、新しくロタウイルスワクチン接種の経費を計上し、子供からお年寄りまで住民のさらなる健康増進を推進してまいります。

また、有害鳥獣による農作物の被害に対する防護対策などの経費を計上し、被害防止に取り組んでまいります。

農林水産業費では、22年度から実施した25年度が最終年次となりました、農山漁村活性化プロジェクト支援事業・利根里地区の圃場整備事業に係る経費を計上いたしました。

また、営農組織や認定農業者及び大規模農家への補助制度等による支援強化を図り、耕作放棄地の解消や農業の担い手を確保する中、農地の集積による土地利用の推進を図るために経費を計上するとともに、推進を図る営農組織などに対して、施設整備などの経費を助成するための地域農業推進基金への積立金を計上いたしました。

また、農地・水保全管理支払事業による農地や農業施設などの農村環境の保全を支援し、永続的な農業の維持と魅力ある農業を目指し、今後も引き続き支援してまいります。

商工費では、町商工会への補助をはじめ、商工業の活性化を図るために、利子補給を実施し魅力ある町づくりに努めてまいります。

24年度をもって緊急雇用創出事業の制度は終わりましたが、引き続き野見金公園など観光施設の維持管理や整備を図るために経費を計上いたしました。また、歴史ある花火大会を継続し、観光振興を図るために花火打ち上げ場造成工事費を計上いたしました。

土木費では、国の大型補正に伴い、舗装修繕工事などを補正予算で計上させていただいたため、土木費は例年より低額となっております。この中で利根里線の道路改良工事費につきましては、国庫道路改良事業として引き続き予算計上いたしました。また、緊急車両も通行できない狭隘な道路の解消を図るために、生活道路の改良整備についても進めてまいります。

そのほか、橋の関係では「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁のかけかえの測量業務や橋梁修繕の実施設計委託料などを計上し、計画的に橋梁修繕を行ってまいります。

教育費では、子供の個性を伸ばし生きる力を育む教育に重点を置き、各小・中学校に学習支援指導員を配置し、児童・生徒の学力の向上、きめ細やかな教育を推進するため経費や、中学校における生徒指導対策としての学習支援指導員を配置することにより、中学校の就学支援を図る経費を計上いたしました。

「キラリ輝く長南っ子事業」では、全児童・生徒の基礎学力の向上や合同芸術鑑賞会、伝統芸能や文化の体験事業など特色ある教育活動を展開してまいります。また、国際感覚、国際理解の基礎づくりである国際理解教育事業や海外交流研修事業についても、引き続き予算を計上させていただきました。

なお、学校適正配置検討委員会により、よりよい教育環境を整備し充実した学校の実現に向け、引き続き検討していただきたいと考えております。

社会教育におきましては、さわやか子育て教育、わくわく体験クラブ、高齢者教室を開催するなどより充実した生涯学習の機会を提供してまいります。

国指定重要文化財である笠森観音堂における耐震対策工事についても補助金を計上させていただきました。

体育・スポーツの振興では、町民の健康づくりや体力の向上を目指すために、町体育協会活動費をはじめ水泳教室などの各スポーツ教室に対しての活動費を。または、老朽化の激しいプール棟及び管理棟などの改修工事費を計上させていただきました。

続いて歳入でございますが、平成25年度地方交付税、地方譲与税などは、ほぼ24年度程度と見込んでおります。

一方町税においては、町民税、固定資産税とも景気の低迷により減少する見込みであり、自主財源の確保は依然厳しい状況にあります。

このような状況の中、当初予算編成におきましては、なるべく基金や起債に依存しない財政運営を基本としたところではありますが、住民サービスを維持しつつ、新規事業にも取り組んでいくため、財政調整基金をはじめとした各種基金からの繰り入れと、財源不足を補う臨時財政対策債及び過疎対策事業債等を借り入れて予算措置させていただいたところでございます。

これにより、平成25年度一般会計当初予算は、前年度に比較して5.8%減の39億3,900万円をお願いするものでございます。

次に、議案第27号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険は被保険者が適切な医療を受けることができるよう、また特定健診、特定保健指導、人間ドック助成事業により生活習慣病の予防改善や健康増進を図ると同時に、会計の健全な運営に努めてまいります。

なお、被保険者の受診回数や一人当たりの医療費は上昇傾向にあることから、予算総額は前年度比7.3%、8,450万円増の12億3,800万円をお願いするものでございます。

次に議案第28号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療につきましては千葉県後期高齢者医療広域連合議会がこの2月14日に開催され、平成25年度の特別会計予算が可決されたところでございます。これによりまして、予算総額は前年度比5.6%、545万円減の9,205万円をお願いするものでございます。

次に、議案第29号 平成25年度長南町介護保険特別会計予算については、高齢化の進展に伴い利用者・認定者とも増加傾向にある中、介護予防のための健康づくりなどの高齢者施策を引き続き実施するとともに、包括支援センター業務の充実を図り、介護保険制度の健全な運営に努めてまいります。

これにより本年度の予算総額は前年度に比較し5.1%、5,620万円減の10億5,300万円をお願いするものでございます。

次に、議案第30号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計予算については、墓所使用者の利便性と施設機能の充実を図るため、霊園内道路の交通安全施設工事などを実施するとともに、事業収入が減少傾向にあることから今後もより一層の霊園事業の適正な管理運営に努めてまいります。

これにより平成25年度の歳入歳出予算は、前年度に比較し9.3%減の5,690万円をお願いするものでございます。

次に、議案第31号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計予算については、工事着工以来20年になることから、処理場や管路等の施設の機能診断及び修繕計画を策定し適切な維持管理に努めてまいります。

なお、本年度予算については圏央道関連の移設補償工事がなくなったことにより、前年度に比較し9.2%減

の2億1,440万円をお願いするものでございます。

最後に、議案第32号 平成25年度長南町ガス事業会計予算については、小口需要における販売量は一般家庭の伸びは期待できませんが、商工業では本格的に操業開始となる工場及び燃料を重油から町営ガスに切り替える企業があることから、この需要が130万立方メートル増となり、大口供給につきましては前年度と同様1社で、ガス供給量全体では、24年度決算見込みに比較して17.9%増の862万立方メートルを見込んでおります。

収益的支出についてはガスホルダーの開放検査工事等の実施により、24年度に比較して16.8%増の予算編成をさせていただき、年度末利益については125万9,000円の利益を見込んでおります。

また、資本的収支では24年度に引き続き安定供給の確保に対応するため、工事費を計上し白ガス管入れかえ工事を推進してまいります。

以上、議案第1号から第32号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては担当室長から説明させますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（松崎 熱君） これで、提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

保健福祉室長、湊博文君。

[保健福祉室長 湊 博文君登壇]

○保健福祉室長（湊 博文君） それでは、議案第1号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の2ページをお開きいただきまして、参考資料は1ページから2ページをご参照いただきたいと存じます。

この条例は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として定められました、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されまして、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されるのに伴いまして、制定をお願いするものでございます。

それでは条例の内容でございますが、第1条は目的でございまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして対策本部に関して必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条は組織に関する規定でございまして、対策本部を第1項本部長、第2項副本部長、第3項本部員等の組織と执行事務等、第5項ではこれらの職員は町の職員のうちから町長が任命するものでございます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定では本部長は町長、本部員は副町長、教育長、消防団長、町職員が当たり、副本部長は本部員の中から町長が指名するものとなります。

次の第3条は会議に関する規定でございまして、対策本部における情報交換や連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて招集する対策本部の会議について定めるものでございます。

また、第2項では会議に国の職員など町職員以外の者を出席させ、意見を求めることができる旨を定めるものでございます。

第4条は部に関する規定でございまして、必要に応じて対策本部に部を置き、第2項では本部員の配置は本部長が指名し、第3項では本部長の指名により部長を置き、第4項では部長の所掌事務を規定するものでござ

います。

第5条雑則でございますが、第1条から第4条に定めるもののほか、対策本部に関する必要な事項は本部長が定める旨の規定でございます。

次に、附則でございますが、次のページでございます。3ページです。

第1条 施行期日につきましては、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行させていただくものでございます。

次の第2項でございますが、これは条例規則の新規制定や改正などに伴いまして、他の条例規則の改正が必要になる場合がございます。そのようなときは当該新規制定や改正をする条例規則の附則で関係する条例附則について改正を行うこととなります。

そのようなことで本条例の制定に伴いまして、関係いたします長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

その内容でございますが、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために派遣された職員の身分の取り扱いについて、町が当該職員に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができるよう所要の改正をするものでございまして、給料を規定する第4条第2項に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加え、第20条の4の次に、第20条の5といたしまして、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給要件等の規定を追加いたします。

また、初任給調整手当等の支給方法を規定いたします第22条に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えまして、手当の額等を規定する別表第4の見出しにただいま追加いたしました第20条の5第2項を加えるものでございます。

以上が議案第1号 長南町新型インフルエンザ等対策本部条例の内容でございます。

続きまして議案第2号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、いわゆる地域主権一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正、法律において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生省令等で定めるとされておりました、指定地域密着型サービスの設備、運営基準等について市町村の条例で定めることとされたことによりまして、制定をお願いするものでございまして、これまで法令で定められておりました全国統一の基準については、法令改正により従うべき基準、標準、参照すべき基準の3つに分類され、これらの基準を踏まえて条例を制定するものでございます。

また、地域密着型サービスは要介護や要支援の状態となっても、可能な限り住みなれた自宅や地域での生活が継続できるようにするためのサービスでございまして、利用できる方は原則として長南町の住民に限られるものでございます。

それでは条例の内容でございますが、第1条趣旨でございますが、この条例は国の基準から町条例への委任事項を定めるものでございまして、介護保険法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型老人福祉施設の入所定員に係る基準。同条第4項第1号に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、

申請者の法人格の有無に関する基準及び法第78条の4第1項及び同条第2項に規定する指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を規定するものでございます。

第2条は地域密着型介護老人福祉施設の入所定員につきまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養の入所定員を国の基準の上限である29人以下と規定するものでございます。なお、30人以上は広域型特養となりまして、その基準は県が定めることとなります。

次の第3条は、地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者は、法人と規定させていただくものでございます。

第4条でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定めるものでございまして、今回の条例制定に当たりましては国の奨励で定める基準に長南町の実情が上回る内容や異なる内容を定める特段の事情や地域性がないことから、原則として国に従うべき基準及び標準に基づき、国の省令で定める基準を引用するものでございます。ただし、一部の参酌すべき項目につきましては、本条の6行目でございますが、省令第120条から次の行の第163条第3項及び第4項に定める基準は、本条例第5条から後ほどご説明申し上げますが、第5条から7条に独自の基準を定め、また、9行目、省令第3条の40第1項以下は利用者に対するサービス提供の質の向上と給付の過払いに対する対応を適切に図る観点から、指定地域密着型サービスに義務づけられている記録の整備における書類の保存年限を5年に延長するとともに、従業者に関する記録のうち、勤務体制についての記録及び会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するために審査支払機関に提供した書類を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。

第5条から第7条につきましては、千葉県条例の基準において指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入浴について、週2回以上提供しやむを得ない場合は清しきを行うことで入浴の提供にかえることができる旨。また、排せつについては特に異性から見られることがないよう配慮する旨規定されておりまして、本町についても同様に規定するものでございます。

また、第6条1項は指定地域密着型介護老人施設、いわゆる小規模特養における一部屋当たりの定員を4人以下と規定させていただくものでございます。

これは省令では、入居者の尊厳とプライバシーの確保などから個室を原則とし、特例的に夫婦等の入所の場合に2人部屋の居室を認めておりますが、個室と比較すると費用の安い多床室も考慮し、また地域の実情を踏まえ、町独自の基準として4人以下とするものでございます。

第8条でございますが、区域外の事業所の特例の規定でございますが、町外にある事業所からの指定申請があった場合の指定基準は特例としてその事業所がある市区町村の基準を適用するものでございます。

附則でございますが、次のページの第1項といたしましてこの条例は平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2項及び第3項の検討条項でございますが、国の基準は省令のため頻繁に改正があることから、今回のようにこの条例のように引用方式で対応しておれば同時に町条例も改正されるため、条例改正が遅れることによる基準の対応が問題になることはございませんが、地域主権一括法の趣旨はあくまで地域密着型サービスの指定は町であり、町の基準の引用方式では国の基準の引用方式ではなく条項立てて制定することが本旨であるた

め、町の状況も踏まえて今後さらに検討し、全体の条文化を図っていくことが必要であることから検討条項を設けさせていただいたものでございます。

以上が、議案第2号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運用に関する基準等を定める条例の内容でございます。

続きまして、議案第3号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

条例制定の経緯等は前条例と同様でございます。早速条例の内容でございますが、第1条趣旨でございますが、この条例は前条例と同様に国の基準から町条例への委任事項を定めるものでございまして、介護保険法第115条の12第2項第1号に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を。また、法第115条の14第1項及び同条第2項に規定する、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準、及び指定地域密着型介護予防サービス事業の設備及び運営に関する基準を規定するものでございます。

次の第2条でございますが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けることができる者は、法人等を規定するものでございます。

第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定めるものでございまして、今回の条例制定に当たりましては、前条例同様、長南町の実情が国の基準を上回る内容や異なる内容を定め特段の事情や地域性がないことから、国に従うべき基準と標準に基づきまして国の省令で定める基準を引用するものでございます。

ただし、一部の参酌すべき項目でございますが、本条の10行目の中ほど、省令第40条第1項以下は、指定地域密着型介護予防サービスに義務づけられている記録の整理における、書類の保存年限を5年に延長するとともに、従業者に関する記録のうち、勤務体制についての記録及び会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するため審査支払機関に提出した書類を追加するものでございます。

第4条は区域外の事業所の特例の規定でございますが、町外にある事業所からの指定申請があった場合の指定基準は特例といたしまして、その事業所がある市区町村の基準を適用するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則でございますが、第1条といたしましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項第3項の検討条項は前条例と同様の内容でございますので、省略をさせていただきます。

以上が議案第1号から議案第3号までの内容でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第1号から議案第3号までの内容の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は、11時20分を予定しております。

（午前11時09分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松崎 勲君） 議案第4号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、田邊功一君。

[産業振興室長 田邊功一君登壇]

○産業振興室長（田邊功一君） それでは、議案第4号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例制定につきまして、早速内容説明をさせていただきますので議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

こちらも地域主権一括法によりまして、条例を制定させていただくものでございますが、専用水道とは寄宿舎や社宅、療養所等における自家用の水道やそのほかに広域水道など水道事業に供する水道、こうしたもの以外の水道で100人を超えるものにその生活に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日の最大供給量が20立方を超えるものが該当になり、本町では町が工業団地に貸与している、貸しています水道施設が該当になりますと、企業等が所有する水道は対象外となります。

それでは、12ページをお願いいたします。

本条例は趣旨、定義、水道技術管理者の資格等を規定するもので、全4条の構成からとなっております。

第1条は趣旨を規定したものでございまして、水道法によって専用水道の水道技術者の資格を定める根拠を規定したものでございます。

第2条は定義でございますが、用語の意義は水道法、水道法施行令及び施行規則を適用させいいただくというものでございます。

第3条は水道技術管理者の資格を規定しておりますが、水道技術管理者の業務は供給開始前の水質検査や施設の検査、定期検査、臨時の水質検査、上水などの従事者の健康診断、塩素消毒など衛生上の措置、給水の緊急停止などを行う、総合的に管理を行うものでございます。

そして、第1号から第12号までは水道技術管理者としての基礎教育、大学や高校などで土木工学等の課程を修めて卒業したものでございますが、その人の実務経験を規定したものでございます。

13ページの下から8行目が第2項でございますけれども、第2項は1日の最大供給量が1,000立方メートル以下の場合について、前項の第1号から11号までの実務経験につきましては、2分の1となるということでございます。

この第3条で条例委任された、水道技術管理者の基礎教育及び経験年数の基準設定は国の基準と同じでございます。

では、14ページの第4条は補足といたしまして、この条例の施行に関しまして必要な事項があるときは、町長が別に定めるというものでございます。

なお、水道技術者の取り扱いにつきましては、町は従来、水道法の規定によりまして資格があるか否か確認をいたしまして保健所に届けておりましたが、条例を制定することによりまして町の条例で定める資格があるか、これを確認し保健所に届けるということになります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号から議案第9号までの内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第5号 長南町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の15ページをお開きください。

長南町町営住宅等の整備基準を定める条例を次のように制定するものでございます。

次のページ16ページをごらんいただきたいと思います。

長南町町営住宅等の整備基準を次のように定めるものでございます。

今回の条例の制定につきましては、地域主権一括法の施行により、今まで法令に基づき政令や省令で規定していたものを町の基準とさせていただくものでございます。

この町営住宅等の整備基準につきましては、公営住宅法が改正され公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定に基づくもので、第1項は、公営住宅の整備は国土交通省で定める基準を参考して事業主体が条例で定めなければならないとなっておりまして、また第2項では事業主体は、公営住宅の整備をするときは国土交通省令で定める整備基準に従い、これに合わせて共同施設の整備をするように努めなければならないとなっております。

このようなことから、これまで国土交通省令で定められておりました町営住宅の整備基準を国の基準、公営住宅等整備基準を参考して町が定めることになるため、本町においては国の定めている公営住宅等整備基準を町の整備基準といたします、包括引用方式での条例とさせていただくものでございます。

附則でございますが、第1項としてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項の検討条項ございますが、国の基準は省令のため改正がある場合、今回のように引用方式であれば同時に町の条例も改正されるため、条例改正が遅れることによる基準の対応が問題になることはございませんが、地域主権一括法の趣旨は地域のことは地域で考えていき、住民サービスのため今後も政策的な検討を続けることが必要であることから、検討条項を設けたものでございます。

以上で、議案第5号 長南町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 長南町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。

長南町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定するものでございます。

次のページ、18ページをお開きください。

長南町が管理する町道の構造の技術的基準を次のように定めるものでございます。

地域主権一括法の施行により道路法が改正され、これまで国土交通省令で定められていた町道の構造の技術

的基準を町の基準とする条例を制定するものでございます。

町が管理する町道の構造の技術的基準につきましては、道路法が改正され道路法第30条第3項の規定に基づくもので、この第30条は道路の構造の基準であり、第3項は都道府県道及び市長村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参照して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとなっておりますので、これまで国土交通省令で定められていた町道の構造の基準を国の基準、道路構造令を参照して町が定めることになるため、本町においては、今までどおり国の基準である道路構造令を町の基準とさせていただくものでございます。

附則でございますが、第1項としてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項の検討条項でございますが、国の基準は省令のため改正がある場合、今回のように引用方式であれば同時に町条例も改正されるため、条例改正が遅れる基準の対応が問題になることはございませんが、今後も地域に合った基準を検討していくことが必要なことから、検討条項を設けたものでございます。

以上で、議案第6号 長南町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 長南町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の19ページをお開きください。

長南町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を次のように制定するものでございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。

道路法が改正され、これまで総理府令・建設省令で定められていた町道に設ける案内標識等の寸法の基準を、町の基準とする条例を制定するものでございます。

道路の標識につきましては、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識等がありまして、町道路管理者が設置できる標識につきましては、案内標識と警戒標識の2つとなっております。規制標識と指示標識については、公安委員会、警察でないと設置できないことになっております。

町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法につきましては、道路法第45条第3項の規定に基づくもので、この第45条は道路標識等の設置規定でありまして、道路管理者は道路の構造を保全し、または交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識または区画線を設けなければならないとなっております。

また第3項では、都道府県または市町村道に設ける道路標識のうち、内閣府令、国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず同項の内閣府令、国土交通省令の定めるところを参照して、当該都道府県または市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとなっております。

このことから、これまで総理府令、国土交通省令で定められていた町道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びに附置される補助標識の寸法を国の基準、これは道路標識区画線及び道路表示に関する命令でございますが、これを参照して町が定めることになります。

このため、本町においては、今までどおりこの国の基準であります道路標識区画線及び道路標示に関する命令を町の基準とさせていただくものでございます。

附則でございますが、第1項としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項の検討条項でございますが、国の基準は省令のため改正がある場合には同時に町の条例も改正されるため、条例改正が遅れ、寸法等の対応が問題になることはございませんが、今後も地域に合った基準を検討していく必要があることから、検討条項を設けたものでございます。

以上で、議案第7号 長南町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 長南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

長南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例を次のように制定するものでございます。

次のページ、22ページをお開きください。

河川法が改正され、これまで国土交通省令で定められていた準用河川の管理上必要な構造の基準を町の基準とする条例を制定するものでございます。

河川の管理につきましては、1級河川は国、2級河川は県、準用河川は市町村が管理しておるところでございます。

現在町が管理している河川法に適応する川は、町内を流れております準用河川の長南川のみとなっております。2級河川の上流に位置する普通河川につきましては、河川法を準用して町が現在管理をしているところでございます。

この条例は、河川法第100条第1項におきまして準用する河川法第13条第2項の規定に基づき、これまで国土交通省令で定められていた準用河川の管理上必要な構造の基準、これを国の基準、河川管理施設等構造令を参照して町が定めることになるため、今までどおり国の基準である河川管理施設等構造令を町の基準とさせていただくものでございます。

附則でございますが、第1項としてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項の検討条項でございますが、国の基準は省令のため改正がある場合には同時に町の条例も改正されるため、条例改正が遅れ、構造の基準が問題になることはございませんが、今後も地域に合った基準を検討していくことが必要なことから検討条項を設けたものでございます。

以上で、議案第8号 長南町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の23ページをお開きください。

長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例を次のように制定するものでございます。

次のページ24ページをお願いいたします。

都市公園法が改正されまして、これまで国土交通省令で定められていた都市公園及び公園施設の設置基準を町の基準にする条例を制定するものでございます。

都市公園につきましては、一般的には住民の利用を想定し都市部に整備された緑地や広場のことでの法的に

は地方公共団体が都市計画区域に設置するもので、都市計画施設と指定した公園または緑地のことを言うわけでございます。

本町にはこの都市公園は現在ございませんが、将来的に公園及び公園施設をつくる場合に基準となるのが、今回お願いする都市公園及び公園施設の設置基準となります。

この条例は、都市公園法第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づきまして、これまで国土交通省令で定めておりました、都市公園及び公園施設の設置基準を参照して町が定めることになるため、今までどおりの国の基準である都市公園法施行令で定める基準、これを町の基準とさせていただくものでございます。

この条例の中で第3条の公園施設の設置基準ですが、都市公園法第4条第1項の規定は、公園施設として設けられる建築物の公園敷地面積に対する割合は100分の2となっておりますが、この割合についても国の基準を参照して町が基準を定めることから、国の基準と同じ100分の2とするものでございます。

また、第4条のただし書きの規定は公園施設の建築面積の基準の特例が認められる場合で、政令第6条第2項から第5項まで定める範囲は、これにつきましては、休養施設、運動施設、備蓄倉庫などの建築物に限りまして、割合は100分の10を限度とするものでございます。

附則でございますが、第1項としてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項の検討条項でございますが、これにつきましても国の省令であるため、改正があった場合問題なく条例改正になるわけでございますが、今後も町に合った基準を検討していくことが必要なことから、検討条項を設けたものでございます。

以上が、議案第9号 長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

以上で、議案第5号 長南町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてから、議案第9号 長南町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定についてまでの説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただきご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで、議案第5号から議案第9号までの内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

[総務室長 田中英司君登壇]

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第10号 長南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきたいと思います。

議案書の25ページをお開きください。

長南町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次に26ページをお願いいたします。

合わせまして、参考資料の3ページ及び4ページをごらんいただきたいと存じます。

提出理由ですが、地方公共団体の防災会議において、平時における防災に関する諮問的機関として機能の強化を図るため、これまで規定のなかった首長の諮問に応じて防災会議に関する重要事項を審議することや、防災会議の委員に女性委員、自主防災組織を構成するものを明確に位置づけるなどのため、条例の一部改正を

お願いするものでございます。

第2条で規定しております所掌事務に、新たに第2号及び第3号として2つのつかさどる所掌事務を追加するものでございます。

第2条に第2号といたしまして、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、及び第3号として前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べることを追加するものです

次に第3条で規定している組織の委員構成の一部を改正するものです。

今まで、第5項のそれぞれ第1号から第8号まで充て職ごとにですね、人数を部内規定で定めていたものを削除いたしまして、新たに第8号、第9号の2号をそれぞれ追加するものでございます。

第8号として、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者の条項を加え、第9号には女性の視点から防災に関する提言ができるものとして、町長が任命する者を加えるものでございます。

この内容につきましては、近年全国的に女性の視点からでなくては気づかない部分、プライバシーを配慮する気遣いや乳幼児のミルクやおむつ、衛生物資、高齢者への配慮などを反映していくために、女性委員を防災組織の委員として明確に位置づけて一部改正しようとするものでございます。

第3条第6項では、前項の委員の定数は30人以内とするとして、今までおののの充て職ごとに人数を定めておりましたものを削除することに伴い、今回の改正では総体的な、全体的な人数として定数の上限30以内と定めるものとして改正するものでございます。

最後に、この条例の施行につきましては公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第10号の内容の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、湊 博文君。

[保健福祉室長 湊 博文君登壇]

○保健福祉室長（湊 博文君） それでは、議案第11号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお開きいただきまして、参考資料は5ページをご参照いただきたいと存じます。

このたびの改正は、障害者自立支援法に変わりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の施行に伴いまして、本条例で引用しております法令の名称等の改正をお願いするものでございます。

内容でございますが、第1条、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年長南町条例第33号）の一部改正でございますが、助成の範囲を規定してございます第4条第2項中の、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に改めるものでございます。

次の第2条は、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成20年長南町条

例第9号) の一部改正でございますが、経過措置を規定してございます附則の第3項中の障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号) 第35条第1項第1号を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 第35条第1号に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第11号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松崎 勲君) これで、議案第11号の内容の説明が終わりました。

議案第12号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長(岩崎利之君) それでは、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明に入らせていただきます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと存じます。

新旧対照表は、参考資料の6ページになりますのでよろしくお願い申し上げます。

本案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律並びに同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令によりまして、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、障害者自立支援法律施行令の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に改正されたことに伴いまして、長南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、議案書の30ページをお願いしたいと存じます。

長南町国民健康保険条例第9条第1項中、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に、また障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に引用する題名、字句の訂正により改めさせていただくものでございます。

以上が、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松崎 勲君) これで、議案第12号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前1時5分)

○議長(松崎 勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時0分)

○議長（松崎 熱君） 議案第13号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、田邊功一君。

[産業振興室長 田邊功一君登壇]

○産業振興室長（田邊功一君） それでは、議案第13号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正につきまして、内容説明をさせていただきたいと存じます。

議案書では31ページになりますが、恐れ入りますが、参考資料7ページをごらんいただきたいと存じます。

現行と改正案を対比してごらんいただきたいと存じます。

町が土地改良事業を実施する場合、受益者の賦課徴収はこの条例が根拠となります。

今回、土地改良法が改正されたことに伴いまして、条例改正をお願いするものでございます。

まず第1条、目的におきまして土地改良法第96条の4を96条の4第1項に改めさせていただくものでございますが、この第96条の4は準用規定でございまして、法律に新たに項が追加されたことによりまして条例の引用箇所について、96条の4第1項に改めさせていただくものでございます。

第5条は、急施を要する場合の特例を規定していますが、この中で土地改良法第49条を第88条第1項に改めさせていただくものでございます。

この土地改良法第49条は、土地改良区が事業主体となって、災害のために急速に土地改良事業を新たに行う必要がある場合、都道府県知事の認可を受け事業を行うことができるというものでございますけれども、市町村の応急工事計画については、この49条を準用し適用していたわけでございますけれども、今回の法律の改正で、この第49条が準用対象から除外されたことによりまして、これに伴いまして、国または都道府県が応急工事計画を定めて、その事業を行うことができる場合を規定いたしました第88条第1項を新たな準用規定とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

議案第14号及び議案第15号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第14号 長南町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の33ページをお開きください。

長南町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次のページ、34ページをごらんいただきたいと思います。

長南町道路占用料に関する条例（平成12年長南町条例第8号）の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正は、道路法施行例の改正により太陽光発電設備及び風力発電設備が道路占用物件の追加とし

て認められたことから、占用料金の制定をお願いするもので、この追加により改正前の第7条の第2号及び第3号が第4号及び第5号に繰り下がることにより、号の改正も合わせてお願いするものでございます。

この内容でございますけれども、参考資料の8ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

太陽光発電設備及び風力発電設備が占用物件の追加となることから、これは道路法施行令第7条第2号に掲げる施設となります。

この占用料金は、1平方メートルにつき年間820円とさせていただき、この追加により今までの物件、工事用板囲い、足場、その他工事用施設または工事用に係るこの道路法施行令第7条の第2号及び第3号が第4号及び第5号に繰り下がるというものです。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号 長南町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明をいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。

長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次のページ、36ページをお願いいたします。

長南町町営住宅管理条例（平成9年長南町条例第6号）の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正は一括法の施行により公営住宅法が改正され、公営住宅法施行令で定められていた町営住宅の入居収入基準等を裁量階層の対象範囲を、国の基準を参照して本町の基準とするため、条例の改正をお願いするものでございます。

本町の町営住宅は、現時点での国の基準のもとで適切に管理運営されているものと考えておりますし、現行の基準を町の基準とするものでございます。

この内容でございますけれども、参考資料の9ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

入居者の資格の中の入居収入基準についてでございますが、第5条第1項第2号のイでは、今までの住宅施行令で規定していたものをそのまま町の条例に規定するもので、高い収入があっても高齢者、障害者等の特に居住の安定を図ることが必要とされる世帯については、月額の所得が21万4,000円以下とするものでございます。

第2号のロでは、激甚災害に対処するため、激甚災害により住宅をなくされた方に住宅を貸し出す場合でございますが、同じく21万4,000円以下とするもので、災害の発生から3年を経過した場合は、本来の15万8,000円以下となるものでございます。

次のハでは、本来の入居対象とする所得の範囲にある世帯については、今までの基準と同じ金額、月額の所得が15万8,000円以下とするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第15号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第14号及び議案第15号の内容の説明は終わりました。

議案第16号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第16号 長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお開きいただきまして、合わせまして、参考資料の新旧対照表11ページをごらんになつていただきたいと思います。

提出の理由ですが、参考資料の12ページをごらんください。

本条例案は、地域主権の一括法の制定により地方公営企業法が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

今回の改正は、地方公営企業会計の資本剰余金の取り崩しについて条例または議会の議決で定めることとなつたことから、従前と同様の会計処理を引き続き行うため、政令に準じた規定を条例に制定するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、38ページをごらんいただきたいと思います。

長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するもので、第7条を8条とし4条から6条までを1条ずつ繰り下げ、3条の次に次の1条を加えるものでございます。

資本剰余金の処分でございまして、4条、改正条文の内容ですが、資本剰余金に整理すべき補助金、負担金等で取得した資産で、みなし償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分が滅失、撤去、廃棄した場合に資本剰余金を取り崩して損失を埋めることができるという内容でございます。

これは、ガス管等を布設するときに工事負担金をいただいて工事を実施している場合がありますが、この工事負担金は会計上、資本剰余金として整理しております。

このガス管を入れ替えなどにより、滅失、撤去、廃棄する場合に公営企業会計ではガス管等の布設にかかつた費用のうち、工事負担金、資本剰余金になりますけれども、これを除く金額は減価償却費として処理をし、残りの工事負担金である資本剰余金については取り崩しを行ひまして、帳簿から当該ガス管を消すという会計処理をするものでございます。

これは今まで、その処分の会計は地方公営企業法施行令24条の2の規定により資本剰余金の取り崩しを行つてまいりましたが、今回の地方公営企業の一部改正に伴いまして、その根拠条例は削除されました。引き続き、従来の会計処理を行うために、削除となつた地方公営企業法施行令に準じた規定を条例に制定するものでございます。

よつて、24年度中において条例に制定いたしまして、従前と同様の会計処理を引き続き行いたいと考えるものでございます。

この条例の施行日につきましては公布の日からとし、24年度決算から適用させていただきたいと考えております。

以上が、長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜りご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第16号の内容の説明は終わりました。

議案第17号及び議案第18号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第17号 長南町道路線の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

道路法第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更をお願いするものでございます。

道路法の規定につきましては、町道における路線の廃止、変更、認定がある場合は議会の議決をお願いするもので、第10条第3項の規定は道路線の廃止と変更が生じたときでございまして、今回は2路線の変更をお願いするものでございます。

次のページ、40ページをごらんいただきたいと存じます。

町道変更路線調書でございます。町道変更路線の内訳でございます。3級町道でございます。

3ブロック、これは東地区になります。東地区の小生田地先の2路線で、整理番号が1076と1079でございます。1076が地方道小生田40号線、1079が地方道小生田43号線でこれら2路線の変更でございます。

次のページ、41ページをお願いいたします。

今回変更をお願いいたします2路線につきましては、今年度完了いたします県道茂原大多喜線の歩道整備工事に伴い、終点の地番の表示と道路延長、道路幅員の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、変更内容を新旧対照表で記載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。次のページ、42ページをお願いいたします。

続きまして、議案第18号 長南町道路線の認定につきましてご説明をさせていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり認定をお願いするものでございます。

道路法第8条第2項の規定は、道路線の認定が生じたときでございまして、今回は1路線の認定をお願いするものでございます。

次のページ、43ページをごらんいただきたいと存じます。

町道認定路線調書でございます。

認定路線の内訳でございますが、3級町道でございまして、2ブロック、これは豊栄地区になります。豊栄地区の千手堂地先の1路線で整理番号が737で認定をお願いする路線名につきましては、次のページ、44ページをお願いいたします。

路線名は、3級町道千手堂25号線でございます。今回認定をお願いするこの路線につきましては、千田交差点から茂原長南インターを結ぶ長生グリーンラインに、千手堂集落から接続する新設道路でございます。圏央道の開通により長生グリーンラインの部分供用開始に伴い、接続する新設道路を合わせて供用開始を行う必要があるため、町道の認定をお願いするものでございます。

認定の内容につきまして、起終点の地番表示、延長、幅員などを記載しておりますのでごらんいただきたい

と思います。

なお、変更及び認定路線の位置につきましては、図面を議員控室に張らせていただております。後ほどご確認をいただきたいと存じます。

以上、議案第17号 道路線の変更について、議案第18号 道路線の認定につきましての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただきご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第17号及び議案第18号の内容の説明が終わりました。

議案第19号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第19号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

今回の一般会計の補正予算の大きな特徴としては、最終補正となりますので全般を通して事業の精算が多くなっていること、もう一つは、2月26日に可決されました国の大型補正予算に対応して、舗装修繕、橋梁修繕等の土木費に約3億円の追加があること、この2つとなっております。

それでは、補正予算書1ページ目をお開きください。

平成24年度長南町一般会計補正予算（第5号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に3億6,781万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億1,478万4,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの「第1表 岁入歳出予算補正」に示すとおりでございます。

次に第2条ですが、この補正に伴い繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第3条でございますが、この補正に伴い地方債の追加、変更、廃止の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず6ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」です。

5款農林水産業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業については、国県の補助事業として実施しておりますが、平成25年で予定していた事業が平成24年度前倒しとして補助金が交付されることになりましたので、今回補正をお願いし、事業は平成25年に繰り越すものでございます。

繰越額は、24年度の未達成事業費と合わせて7,600万3,000円でございます。

次の7款土木費、2項の道路橋梁費、道路修繕事業2億7,790万円、道路改良事業3,000万円、橋梁修繕事業1,000万円については、国の補正予算により社会資本整備総合交付金が大きく拡大されることになりました。補正対応の事業が対象となりますので、これらの事業もこの議会で補正をお願いし、全て繰り越しで実施させていただくものでございます。

その下の5款都市計画費の圏央道開通記念イベント事業100万円については、圏央道の開通日が25年度に実施されることになりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」でございます。

国の大型補正に対応して行う社会資本総合整備交付金事業の地方財政措置については、対象事業費の55%が交付金、残りの45%は地方債となりますので、今回の補正に際し、地方債の追加補正をお願いするものでございます。

3つの事業合わせて1億3,440万円の追加となります。

なお、この地方債は100%交付税措置されるものと説明を受けております。

8ページ目をお願いします。

本年度過疎対策事業で実施しておりました地上デジタル放送難視対策事業と、利根里線道路改良事業の精算と防災行政無線デジタル化事業を加え、過疎債の借入額を1億2,500万円から1億4,800万円に増額するものでございます。

その下の廃止ですが、緊急防災・減災事業債で実施を予定しておりました防災行政無線デジタル化事業を過疎対策事業で実施することになりましたので、緊急防災・減災事業は廃止となります。国の財政的な都合によるものでございます。

それでは、事業別明細表により歳出から説明いたします。

冒頭申したとおり、平成24年度の最終補正となりますので事業の精算が多くなっております。

また人件費は、育児休業や部分休業関係の給与、児童手当等の手当との精算がありますが、事業の精算と人件費の精算の補正については、説明を省略させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

18ページをお願いします。

まず、1款議会費については事業の精算となります。64万3,000円の減となります。

2款総務費、1目一般管理費、11節の需用費についてはコピー用紙、コピートナーなどで不足が生じることから、50万9,000円の追加をお願いするものでございます。

13節委託料及び14節使用料及び賃借料については、現在、人事給与システムの移行を行っておりますが、かかる費用の精算と科目調整となります。委託料49万1,000円を減額し、システムの使用料を25万5,000円追加するものでございます。

特定財源のその他189万1,000円の減は、宝くじからの市町村交付金の減となります。

19ページをお願いします。

5目財産管理費では、ガス水道の光熱費、電話、コピー機の使用料で不足が生じることから、11節需用費で75万5,000円の、12節役務費で16万8,000円の、14節使用料及び賃借料で27万5,000円の追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費では、公共施設のインターネット回線の拡張に伴いLGWAN（総合行政ネットワーク）の回線の一部設定変更が必要になったことから、工事請負費30万円の追加をお願いするものでございます。

財産管理費の中で行っております財産台帳整備事業については、県の緊急雇用創出事業特別基金補助金で行っておりますので、事業の精算に合わせて特定財源にあります国県支出金26万6,000円を合わせて減額するものでございます。

特定財源のその他82万9,000円は、町有財産貸付収入の増額分をここに割り当てたものでございます。

8目地域振興費ですが、圏央道の一部供用開始に伴い、千田地先に高速バスの停留所及び駐車場の設置が予定されております。

この施設は、公共公益性が高いものとして補助金300万円の追加をお願いするものでございます。

20ページをお願いします。

4項選挙費、5目衆議院議員選挙費については、事業の精算による減額という意になります。

財源として県の選挙費委託金がありますので、合わせて特定財源の国県支出金27万5,000円を減額するものでございます。

その下の5項統計調査費については、事業の精算による減額となります。

統計調査も財源が国の委託金となりますので、合わせて国県支出金7万円を減額するものでございます。

3款民生費に入ります。

21ページをお願いします。

1目の社会福祉総務費、13節の委託料については地域活動支援センター事業委託料で24万円、ふれあい事業委託料で48万4,000円の追加をお願いするもので、いずれも利用者の増加によるものでございます。

20節扶助費については、重度心身障害者（児）医療助成で49万4,000円、訓練等給付費扶助で156万1,000円、介護給付費扶助で759万8,000円、次のページになりますが、障害者グループホーム運営費等助成で102万1,000円の追加をお願いするもので、いずれも施設入所、生活介護等のサービス利用者の増に対応するものでございます。

社会福祉総務費の中で行われる事業の多くは、国県の補助の対象となっており、事業の精算により減になる補助金、事業の追加により増になる補助金もあり、社会福祉、総務費全体では国県支出金は41万4,000円の増額となったところでございます。

特定財源の29万4,000円の減は、健康診査等受診者負担金の減となったところでございます。

22ページをお願いいたします。

中ほど2目の老人福祉費、13節委託料については1,566万円の減額となります。地域人材育成事業として町内の社会福祉法人へホームヘルパーの育成を委託しておりますが、予定していた14名が集まらず5名となりましたので、1,676万1,000円を減額するものでございます。

老人保護措置費については、対象者が1名ふえたことにより109万7,000円の追加をお願いするものでございます。

地域人材育成事業の財源は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金となりますので、特定財源の県支出金を1,676万1,000円を減額するものでございます。

特定財源の20万4,000円は、養護老人施設への入所者の負担金となります。

3目国民年金費については、国民年金データを紙ベースからデジタルベース化を行う処理委託で17万7,000円の増額をお願いするものでございます。

特定財源の17万6,000円は、国からの事務費交付金となります。

6目後期高齢者医療費は、事業の精算に伴う減額補正となります。

特定財源の国県支出金104万2,000円は、県の後期高齢者医療基盤安定基金の減、その他は後期高齢者医療費負担金、精算金941万7,000円を充当したものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費になります。

20節にあります、ひとり親家庭等医療費等扶助助成金で1名の対象者の増があり、10万円の追加をお願いをするものでございます。

特定財源の国県支出金5万円は、この事業に対する県の補助金でございます。

2目の児童措置費については、子ども手当から児童手当に制度の変更があったため、子ども手当を減額し、児童手当を増額するものでございます。

特定財源の国県支出金は、国県の負担で744万3,000円の減額となったところでございます。

3目の児童福祉施設費、7節の賃金でございますが、10月からゼロ歳児1名、1歳児1名の保育所の入所があり、臨時保育士により対応しておりますが、賃金に不足が生じることから67万1,000円の追加をお願いするところでございます。

11節需要費では保育所の照明、非常灯のバッテリー交換などの修繕料として77万4,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他の30万円については、一時保育負担金の増額分を充当したところでございます。

4款衛生費、1目の環境衛生総務費については、事業の精算に伴う144万4,000円の減額でございます。

特定財源のその他226万8,000円は広域の精算金等を充当したところでございます。

24ページをお願いします。

[「ちょっと説明中済みません。ちょっと補正予算の差しかえをお願いしたいんですけど」と言う人あり]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、続けさせていただきます。

2目の予防費からになります。

2目予防費では、予防接種で集団接種から一部個別接種になりましたので、需用費の集団接種用の予防接種ワクチン代132万4,000円を減額し、委託料で個別予防接種委託料113万1,000円を増額するものでございます。

特定財源の国県支出金191万1,000円は、県から子宮頸がん等のワクチン接種交付金の交付がありましたので、ここに充当したところでございます。

その他2万8,000円は、健康診査等の受診者負担金の充当でございます。

3目の母子保健費は、事業の精算に伴う349万6,000円の減額となります。

母子保健費の事業費には、県の事業費で実施しているものもありますので、合わせて特定財源、国県支出金17万7,000円を減額するものでございます。

25ページをお願いします。

4目健康推進費、18節備品購入費はホワイトボードとか炊飯器の購入で7万8,000円を、23節償還金利子及び割引料は、平成23年度女性特有がん検診推進事業補助金を精算し県に返還するものでございます。

特定財源の国県支出金39万3,000円は、国のがん検診推進事業補助の増額によるものでございます。

また、その他の233万3,000円の減は、後期高齢者医療広域連合受託金の減となります。

5目の環境衛生費は、主として合併浄化槽事業の精算になります。24年度は、16基となります。

8節報償費は、有害鳥獣駆除奨励金に不足が見込まれることから、10万円の追加をお願いするものでございます。

合併浄化槽設置事業は国県の補助事業となりますので、合わせて特定財源の国県支出金255万2,000円を減額するものでございます。

26ページをお願いします。

2項の清掃費については、事業精算に伴う433万6,000円の減額となります。

特定財源のその他1,121万3,000円は、広域市町村圏組合負担金の平成23年度分の精算金を充当したものでございます。

5款農林水産業費に入ります。

3目の農業振興費については、農地流動化奨励補助金で17万8,000円、経営規模拡大農地集積奨励補助金で185万4,000円の追加となります。いずれも、見込みを上回ったための追加でございます。

特定財源の国県支出金142万円の減額は、県の水田自立向上対策事業補助金の減となります。

4目の農村総合整備費については、農業集落排水事業特別会計で電気料の不足が生じることから300万円を追加して繰り出すものでございます。

27ページをお願いします。

7目ほ場整備費については、平成25年度で予定していました利根里土地改良事業分の国県予算が24年度に前倒しで交付されることになりましたので、補正をお願いするものでございます。

委託料で711万3,000円、工事費で1,523万円の増額となりました。

特定財源の国県支出金1,245万円は、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の国と県からの交付金、その他1,219万9,000円は地元からの負担金となります。

8目の農村環境改善センター費、11節の需用費では多目的ホールの音響機器の修繕料等で10万円の追加をお願いするものでございます。

28ページをお願いいたします。

7款土木費、2項の道路橋梁費でございます。

ここで、今回の国の大きな補正予算に対応した予算を計上させていただいております。

2目の道路維持費、13節委託料1,180万円、15節の工事請負費の補助、舗装、修繕工事2億6,610万円、3目の道路新設改良費、15節の工事請負費の3,000万円、4目道路新設改良費、15節の工事請負費1,000万円、合計で1,790万円が国の補正予算に対応した町の補正予算となります。

舗装修繕17路線、通学路整備1路線、橋梁修繕9橋を予定しているところでございます。

特定財源の国庫支出金1億6,472万5,000円は、国の社会資本整備相互交付金、地方債の1億3,440万円は、公共事業債等になります。

特定財源のその他34万8,000円の減は、舗装本復旧工事の精算に伴う原因者からの負担金の減となります。

29ページをお願いいたします。

9款教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費については、1節報酬で学校適正配置検討委員会の会議1回分の追加をお願いするものでございます。5万円でございます。

その他は、事業の精算に伴う減額となります。

この中で、私立幼稚園就園奨励費補助金は県の補助金となりますので、合わせて特定財源の国県支出金を減額するものでございます。

その他1万3,000円の減は、臨時職員等からの納付金の減となります。

30ページをお願いします。

2項の小学校費、3項の中学校費については、いずれも修繕料の補正で照明機器、放送施設機、通用門の引き戸等の修理、修繕により需用費に不足が生じることから小学校費で42万円、中学校費で36万8,000円の追加をお願いするものでございます。

32ページをお願いします。

2目公民館費、11節の需用費の中の修繕料10万9,000円については、トイレの水漏れ、講堂の照明機器の修理代を、15節で52万5,000円を追加しておりますが、これは公民館玄関に手すりを設置するものでございます。

32ページの一番下にありますが、保健体育費、1項保健体育総務費、11節の需用費の中の修繕料27万6,000については、体育館の浄化槽、ガスの内管等の修繕を行うものでございます。

33ページ、給食施設費については、事業の精算による減額となります。

特定財源のその他208万6,000円は、学校給食費の負担金の減額となります。

10款災害給付費、34ページの一番上になりますが、1目道路橋梁災害復旧費については2月3日の降雪に対応し、需用費で融雪剤の購入50万円、倒木等の処理委託で2カ所250万円の増額をお願いするものでございます。

11款公債費については、額の確定により補正を行うものでございます。

特定財源のその他18万4,000円は、住宅新築資金と貸付金の元金分と利子の充当でございます。

12款諸支出金、1目財政調整基金費については、平成23年度から繰越金の2分の1を積み立てるべく残り2,200万円を積み立てるものでございます。

特定財源のその他188万6,000円は、一般寄附の180万と利子の8万6,000円となります。

35ページをお願いします。

8目地域農業推進基金費については、4年間で5億の積み上げを目標としており年平均1億2,500万となりますので、8,519万3,000円を追加し積み上げるものでございます。

特定財源のその他2万9,000円は利子となります。その他の基金については、それぞれ基金から発生しました利子をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので12ページにお戻りください。

1款町税については、2項の固定資産税で1,550万の減は見られたものの、1項の町民税で1,660万円の増額が見込ることで、町税全体では110万円の増額となります。

8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税については額の決定により、それぞれ若干でありますですが増額となっております。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、18款繰入金、20款諸収入、飛んで21款町債の特定財源については、歳出のほうで説明させていただきましたので説明は省略させていただきます。

16ページをお願いします。

19款繰越金は一般財源となります、繰越金4,070万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、人件費の補正については36ページ以降に明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成24年度長南町一般会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第19号の内容の説明は終わりました。

議案第20号及び議案第21号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長（岩崎利之君） それでは、議案第20号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書のまず1ページをお願いいたしたいと存じます。

平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,538万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,586万1,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが6ページをお開きいただきたいと存じます。

1款の国民健康保険税でございますが、主に一般被保険者の課税対象額が増加したことによりまして2,316万円の追加をお願いするものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、一般療養給付費等の増額に伴いまして1項1目療養給付費等負担金に2,000万円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等分の療養給付費等の増額によりまして、3,120万円の追加をお願いするものでございます。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金でございますが、支払い基金からの交付決定に基づいて787万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次の7ページに移らせていただきたいと存じます。

6款県支出金、2項1目財政調整交付金でございますが、こちらも県からの交付決定によりまして、505万5,000円の追加をお願いするものでございます。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金では財政調整基金積立金利子4,000円を計上するものでございます。次に9款繰入金、2目一般会計繰入金でございますが、保険税の均等割、平等割の軽減に係る精算によりまして、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分651万4,000円、2節保健基盤安定保険者支援分112万1,000円、及び5節財政安定化支援事業繰入金972万2,000円をそれぞれ減額させていただくものでございます。

また、4節助産費等繰入金につきましても、当初の見込みに対し、出産が少なかったことによりまして88万円の減額をお願いするものでございます。

10款繰越金につきましては、前年度の繰越金の計上をさせていただいたものでございます。

11款の諸収入でございますが、実績によりまして、1項1目一般被保険者延滞金につきましては9万6,000円の追加を、3項3目一般被保険者返納金につきましては22万6,000円の追加をお願いするものでございます。次の8ページをお願いしたいと存じます。

3項5目雑入でございますが、特定健康診査の負担金を31万5,000円減額するものでございます。

続きまして、次の9ページ、歳出をご説明申し上げます。

2款保健給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初では前年度の給付費見込みの5.8%増で編成させていただきました。しかし、入院件数や超高額医療費件数に大きな伸びを示したところから19%以上という激しい増加を推移するものと見込んでおりまして、7,350万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源では、一般会計繰入金の減額等でございます。

2目退職被保険者等療養給付費でございますが、一般被保険者療養給付費と同様に入院件数や高額医療費件数の増などによりまして、790万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

3目一般被保険者療養費では件数はふえていますが、療養費につきましては当初見込みほど伸びなかつたため70万円の減額をお願いするものでございます。

特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は一般会計繰入金等でございます。

4目退職被保険者等療養費につきましては、財源更正をお願いするものでございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、やはり給付件数が大きな伸びを示していることなどから、1,130万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は一般会計繰入金等でございます。

2目退職被保険者等高額療養費におきましても、件数の増によりまして120万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、1件分の1万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次の10ページをお願いいたしたいと存じます。

4項1目出産育児一時金におきましては、当初見込んだ出産数を下回るため132万円の減額をお願いするも

のでございます。

特定財源のその他財源は、一般会計からの助産費等繰入金でございます。

3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金及び6款介護納付金につきましては、財源更正をお願いするものでございます。

次に8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費でございますが、事業の実績に基づく精算の内容でございまして、特定健康診査委託料、特定保健指導合わせまして400万円の減額をお願いするものでございます。

特定財源のその他財源は、諸支出金の特定健康診査負担金でございます。

11ページをお願いいたしたいと存じます。

2項2目疾病予防費につきましては、人間ドック委託料でございまして、人間ドックを受ける方が増加していることに伴い73万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に基金積立金、1項1目財政調整基金積立金でございますが、剰余が見込まれます前年度繰越金と国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第4条の規定に基づく基金から生じた利息分4,000円を合わせまして1,854万8,000円を追加させていただき、基金に積み立てをお願いするものでございます。

特定財源のその他財源は、財産収入の利子でございます。

11款諸支出金につきましては、保険税の還付金20万円増、前年度の療養給付費等負担金の精算金等によります一般の償還金を801万2,000円追加させていただくものでございます。

以上をもちまして、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,543万4,000円とさせていただくものでございます。

第2号といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、6ページをお願いしたいと存じます。

1款の後期高齢者医療保険料でございますけれども、決算を見込む中で176万1,000円の減額をお願いするものでございます。

また合わせまして、徴収形態の変化に伴いまして特別徴収と普通徴収の調整を行うものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減にかかる保険基盤安定繰入金の精算により138万9,000円の減額をお願いするものでございます。

3款繰越金、1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金7万8,000円を計上させていただくものでご

ざいます。

4款諸収入、4項1目雑入でございますが、広域連合からの賦課徴収業務事務費100万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、次の7ページの歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金につきまして、後期高齢者医療保険料の減額に伴い206万6,000円の減額をお願いするものでございます。

特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額と先ほどの雑入の増額によるものでございます。

以上が、議案第20号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第21号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第20号及び議案第21号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時30分を予定しております。

（午後 2時10分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○議長（松崎 熱君） 議案第22号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、湊 博文君。

[保健福祉室長 湊 博文君登壇]

○保健福祉室長（湊 博文君） それでは、議案第22号 平成24年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,299万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,114万5,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明をさせていただきますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費でございますが、92万円の減額をお願いするものでございます。

1項1目一般管理費では、運営協議会の1回分経費4万5,000円の減額を、次の2項1目賦課徴収費の18万2,000円の減額及び3項1目介護調査等費の69万3,000円の減額は、それぞれ事務経費の精算によるものでございます。

次に、2款保険給付費でございますが1億557万3,000円の減額をお願いするものでございます。

それぞれ決算を見込む中でお願いするものでございまして、1項の介護サービス等諸費で8,549万5,000円の減額でございまして、内訳といたしまして1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護等の利用回数の減によりまして2,538万1,000円減額を。

2目地域密着型介護サービス給付費で1,473万3,000円の減額を。

3目施設介護サービス給付費では、特別養護老人ホームの入所者の減によりまして4,418万1,000円の減額を。次のページの4目居宅介護福祉用具購入費で40万円の減額。

5目居宅介護住宅改修費で80万円を減額させていただきまして、6目居宅介護サービス計画給付費は財源更正をお願いするものでございます。

次に2項介護予防サービス等諸費でございますが537万2,000円の減額をお願いするものでございます。

1目介護予防サービス給付費では、通所介護等の利用回数の減によりまして469万9,000円の減額を。

3目介護予防福祉用具購入費で10万円の減額。

4目介護予防住宅改修費で10万円の減額を。

次のページをお願いいたします。

5目介護予防サービス計画給付費では47万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次の3項その他諸費、1目審査支払い手数料は財源更正でございます。

4項1目高額介護サービス費は、施設介護サービス給付費の減によりまして476万1,000円の減額を。

5項1目高額医療合算介護サービス費では、支給対象者の増によりまして50万円の追加を。

6項1目特定入所者介護サービス費は、高額介護サービス費と同様に1,012万1,000円の減額を。

次のページの2目特定入居者介護予防サービス費では、負担限度額認定実績がないため32万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、歳入の余剰金と基金から生じました利子を合わせまして470万7,000円を基金に積み立てをするものでございます。

続きまして、4款地域支援事業費でございますが128万1,000円の減額をお願いするものでございます。

1項1目介護予防事業費におきましては、精算によりまして委託料等で114万3,000円の減額を。

2項1目包括的支援事業費では13万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

12ページでございます。

5款諸支出金、1項1目では、第1号被保険者保険料還付金として15万円の追加をお願いし、3目償還金は超過交付となりました平成23年度国県支出金の返還金でございまして、1,992万3,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございますが、戻りまして6ページをお開きいただきたいと存じます。

3款国庫支出金で3,035万5,000円。

4款支払基金交付金で3,091万4,000円。

5款県支出金で1,654万9,000円。

また8款繰入金、1項一般会計繰入金1,426万6,000円につきましては、歳出側保険給付費及び地域支援事業費等の減額に伴いまして、それぞれの負担区分に基づき減額をお願いするものでございます。

また8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして1,283万8,000円、予算全額の減額をお願いするものでございます。

次に9款1項1目繰越金でございますが、2,238万6,000円の追加をお願いいたしまして、前年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

続きまして、10款諸収入、3項4目雑入でございますが、通所型介護予防事業の利用料等につきまして、実績によりまして46万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が平成24年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第22号の内容の説明は終わりました。

議案第23号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第23号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,359万5,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページと7ページをお開き願いたいと思います。

今回お願いする補正の内容でございますが、事業収入における墓所永代使用料ですが、ここ数年販売実績がなかった大きい区画の墓所が売れたことにより墓所使用料の追加をお願いし、これに伴い財政調整基金の繰入金の減額と財源更正などをお願いするものでございます。

6ページの歳入からご説明をさせていただきます。

1款事業収入、1項1目墓所使用料ですが、普通墓所30平米の大きい区画が売れたことにより158万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に2款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金でございますが、財政調整基金の利子5,000円

の精算による追加をお願いするものでございます。

4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございますが、事業収入の増収に伴う精算により211万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に5款1項1目繰越金でございますが、23年度決算からの精算により38万円の追加をお願いするものでございます。

6款諸収入、1項2目雑入ですが、精算により1万2,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入合計では15万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に7ページの歳出のご説明をさせていただきます。

1款靈園総務費、1項1目靈園管理費でございますが、職員、非常勤職員の人事費の3節職員手当等では12万4,000円の減額。

7節賃金では3万2,000円の減額を精算によりお願いするものです。

また歳入の事業収入の追加により、繰入金を減額させていただいた関係から靈園施設費と合わせ、その他財源から一般財源への財源更正をお願いするものでございます。

歳出合計では15万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁なご説明でございましたが、平成24年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第23号の内容の説明は終わりました。

議案第24号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、田邊功一君。

[産業振興室長 田邊功一君登壇]

○産業振興室長（田邊功一君） それでは、議案第24号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、第1条により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,738万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,867万3,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正によらさせていただくところでございます。

それでは内容につきまして、歳出からご説明を申し上げますので、7ページをごらんいただきたいと存じます。

2款1項1目施設管理費におきましては、1,738万7,000円を減額させていただくものでございますが、11節につきましては電気料金の値上げに伴いまして200万円の追加を、また13節委託料では圈央道関連の排水管移設工事での実施設計及び施工監理費24万5,000円の追加をお願いし、15節の工事請負費で1,959万5,000円の減額をお願いするものですが、小生田地先の県道の舗装工事に伴います管路維持工事費で103万7,000円の追加と

2カ所予定していたうちの1カ所関原地先の圏央道関連の排水管移設工事がなくなったことによる2,063万2,000円の減額をお願いするものでございます。

また、原材料につきましては3万7,000円の減額でございます。

歳出合計で1,738万7,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが6ページに戻っていただきたいと存じます。

3款1項1目1節では、一般会計からの繰入金300万円をお願いいたしまして電気料等に充てさせていただくところでございます。

5款諸収入、2項1目1節雑入におきましては、歳出で申し上げましたように当初予定しておりました圏央道関連の移設補償工事のうち1カ所がなくなったことにより2,038万7,000円の減額でございます。

歳入合計で1,738万7,000円の減額をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第24号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第24号の内容の説明は終わりました。

議案第25号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第25号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）は、第1条で次に定めるところによらせていただきます。第2条では収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款ガス事業収益、既定額に549万8,000円を追加し5億6,179万8,000円とさせていただくものでございます。なお、2項の内容につきましては、この後の補正予算実施計画で説明させていただきます。

次に、支出でございます。1款ガス事業費用、既定額に465万4,000円を追加し、5億6,255万7,000円とさせていただくものでございます。同じく4項、5項の内容につきましては、この後説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

3条では、資本的収入支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。上から2行目の左側かぎ括弧からになりますが、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億4,441万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,404万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税及び資本的収支調整額676万6,000円、建設改良積立金1,360万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

まず、収入でございます。1款資本的収入、既定額から315万円を減額し、6,185万8,000円とさせていただきます。

次に、支出でございます。1款資本的支出、既定額から2,016万円を減額し、2億626万9,000円とさせてい

ただくものでございます。

各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。収益的収入からご説明いたします。

1款ガス事業収益、既定額に549万8,000円を追加し5億6,179万8,000円とさせていただくものでございます。

2項1目受注工事収益、既定額に549万8,000円を追加し2,343万9,000円とさせていただきます。これは、町内のゴルフ場で重油から町営ガスに切りかえをするもので、その内管の増設工事1件分の前受金でございます。

次の収益的支出では、1款ガス事業費用、既定額に465万4,000円を追加し5億6,255万7,000円とさせていただくものでございます。

4項1目受注工事費用、既定額に500万円を追加し2,180万1,000円とさせていただくものでございます。これは、先ほどのゴルフ場の内管増設工事1件分の指定工事店に支払う工事費でございます。

5項営業外費用は、既定額から34万6,000円を減額し112万6,000円とさせていただくものでございます。年度末に向けて決算見込みによる消費税の減額でございます。

次の4ページをお願いいたします。

次に資本的収入及び支出の補正予算実施計画でございますが、1款資本的収入、既定額から315万円を減額し、6,185万8,000円とさせていただくものであります。

1項1目企業債は、既定額から500万円を減額し4,500万円とさせていただくもので、決算見込みによる起債対象工事費の減によるものでございます。

次に支出ですが、1款資本的支出、既定額から2,016万円を減額し2億626万9,000円とさせていただくものでございます。

1項1目工事費は、既定額から2,016万円の減、これは入札執行差金及び圏央道関係の移設工事で施工予定であったものがなくなったものでございます。

以上が資本的収入支出の内容でございます。

次に5ページをお願いいたします。

資金計画でございます。真ん中の二重線より上の段が事業収益などの受け入れ資金、下の段が事業費等の支払い資金となります。受け入れ資金では、既定額に234万8,000円を追加し8億1,092万6,000円に、中段の支払い資金では、既定額から1,396万円を減額し6億6,462万1,000円にさせていただきます。一番下の右側になりますが、差し引きとして24年度末の現金の予定額を1億4,630万5,000円とさせていただくものでございます。

続いて6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。25年3月末の見込みを税抜きで表示しております。当年度純利益は、右側の下から3行目で89万円の見込みであり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますが、当年度末未処分利益剰余金は4,456万円の見込みとさせていただくものでございます。

続いて7ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。資産の部では、1、固定資産、2、流動資産の合計、一番下の右側二重線になりますが、資産合計40億8,768万1,000円の見込みとさせていただきます。

次の8ページをお開きください。

負債の部では、負債合計8,054万7,000円、次に資本の部では右側下から2行目になりますが、資本合計40億713万4,000円、一番下の二重線になりますが、負債資本合計で40億8,768万1,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次の9ページ、10ページは補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明でございましたが、平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第25号の内容の説明が終わりました。

議案第26号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第26号 平成25年度長南町一般会計予算について内容の説明を申し上げます。

予算大綱や町長の提案理由の中で概要を申し上げてありますので、早速説明に入らせていただきます。

予算書の1ページ目をお開きください。

平成25年度長南町一般会計予算です。

第1条第1項は歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億3,900万円とさせていただくものでございます。平成24年度に比較して5.8%の減となったところでございます。

第2項は歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、次のページ第1表歳入歳出予算に示させていただくものでございます。

第2条は地方債の内容を明らかにするものでございます。

第3条は地方自治法の規定による、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条は歳入歳出予算の流用であります。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の各項間の流用を定めるものでございます。

8ページをお願いします。

第2表の地方債です。平成25年で借り入れを予定します地方債の限度額を示したものでございます。平成25年度では3億9,200万円を予定しております。内訳は、過疎対策事業で1億8,200万円、臨時財政対策債で2億1,000万円でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

23ページをお願いします。

まず、1款議会費については24年度とほぼ同額9,238万円の計上でございます。

24ページをお願いします。

下のほうになりますが、2款総務費、1目一般管理費については、前年度に比して963万4,000円増の3億9,716万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、県の移譲事務交付金10万円、その他3,346万

6,000円は宝くじの市町村交付金や長生農業管理センターの解散に伴う分配金1,654万4,000円を充当したところでございます。増となった理由としては、19節の負担金補助及び交付金の中、総合事務組合負担金の増が大きなものとなっております。

28ページをお願いいたします。

2 目の文書広報費になります。広報長南の発行に係るものでございます。前年度並みの725万3,000円の計上でございます。

29ページをお願いします。

3 目財政管理費では、財務会計システムの管理やわかりやすい予算書の発行をしております。前年度並みの451万6,000円の計上でございます。

4 目会計管理費は37万円の計上でございます。特定財源の国県支出金15万5,000円は、県税取り扱いの県の委託金となります。

5 目の財産管理費については、前年度に比べ896万2,000円増の6,937万8,000円の計上でございます。特定財源のその他102万7,000円は、町有財産、主に土地になりますが貸し付け料や使用料になります。

31ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、6 目の企画費は町づくり委員会などの予算になります。27万3,000円の計上でございます。

32ページをお願いいたします。

中ほど7 目の交通安全対策費については497万5,000円の計上でございます。

33ページをお願いします。

8 目地域振興費については、前年度に比して101万3,000円減の716万4,000円の計上でございます。フェスティバルやホームページの管理等の予算となります。減の理由としては、前年度はホームページのリニューアルのための予算が計上されたためのものとなってございます。

9 目防災対策費については、2,428万4,000円減の1,049万9,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金80万円は、県の自主防災組織設置の補助金となります。

34ページをお願いします。

19節になりますけれども、19節負担金補助及び交付金で自主防災組織10地区への補助金255万8,000円を計上了ところでございます。

前年度と比較して大きく減となった理由は、防災無線のデジタル化工事費がなくなったためのものでございます。

10目無線共聴施設管理事業費については、901万4,000円の計上でございます。23年度、24年度で地上デジタル放送の難視対策は終了し、25年からは無線共聴施設の管理となります。

35ページをお願いします。

11節有線共聴施設管理事業費は504万4,000円の計上でございます。西区テレビ共同受信組合から移管を受けてます有線共聴施設の管理に関する予算となります。

その次、12目過疎対策費は巡回バス、予約制乗り合いタクシーなどの新公共交通システムやマスコットキャラ

ラクター作成などの予算として1,649万1,000円の予算の計上でございます。特定財源のその他784万2,000円は、巡回バス等の利用料と過疎基金を充当したものでございます。

前年度と比べ145万5,000円の増額となりましたのは、乗り合いタクシーの利用者の増による委託料の増となったところでございます。

36ページをお願いします。

13目諸費については、前年度に比して107万8,000円増の4,132万円の計上でございます。特定財源の1万円は国の自衛官募集の事務委託料、その他の1,000円は町有財産の売り払い収入の存目を充てたものでございます。

一番下になりますが、2項徴税費、1目税務総務費については前年度と比して99万7,000円減の5,810万2,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金940万円は県税取扱費として県の支出金、その他の75万円につきましては、税証明手数料を充当したところでございます。

37ページをお願いします。

下のほうになりますけれども、2目賦課徴収費については1,230万1,000円増の5,804万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金360万円は県税取扱費、その他の30万円は税の延滞金となります。

7節の賃金248万円は、臨時職員の賃金となります。現在債権管理室を設置し、徴税等の税収のあり方を見直し、徴収率の向上に努めておりますが、平成25年度では国税滞納整理を経験した専門知識を有する人材を臨時職員として採用を予定しております。

38ページをお願いします。

また、この賦課徴収費では競売のネットオークションにかかる手数料として12節役務費で30万円を、平成26年度の実施を目指す税金のコンビニ収納に向けてシステム構築にかかる費用424万円を委託費に計上させていただいておるところでございます。

39ページをお願いします。

1目戸籍住民基本台帳については、3,642万6,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金158万1,000円は、基礎年金等事務など国・県の支出金となります。その他の414万4,000円は、戸籍住民証明などの交付手数料を充てております。

40ページをお願いします。

13節委託料の中で、戸籍副本データ管理システム対応保守委託料152万3,000円の計上をさせていただいておりますが、これは被災による戸籍データの消滅を防ぐため、バックアップデータを遠隔地に保存するものでございます。

その下の情報連携端末LGWAN連携機器変更委託料100万円につきましては、LGWANサーバーの更新に伴い、住民ホールに設置してございます法的個人認証サービス鍵ペア生成装置も更新が必要となりますので、かかる費用を計上させていただいたところでございます。いずれも新規事業となります。

一番下4項選挙費ですが、平成25年度では参議院議員選と町長選の2つの選挙が予定されております。2,331万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金640万円は、県からの参議院選に係る委託金でございます。

44ページをお願いします。

5 項統計調査費については、496万5,000円の計上でございます。25年度では大きな調査はございません。特定財源の国県支出金46万5,000円は工業統計など基幹統計調査経済政策等の県からの委託金となります。

45ページをお願いします。

6 項監査委員費は前年度並みの75万円の計上でございます。

3款民生費の説明に入ります。

1 目社会福祉総務費については、7,984万円減の4億1,296万円の計上でございます。特定財源の国県支出金1億1,714万3,000円は、障害者自立支援法に基づく国・県負担金、国保の基盤安定負担金、心身障害者福祉補助金等などになります。

その他1,267万4,000円のうち1,000万円は福祉振興基金繰入金で、残りは介護予防計画給付金などを充当してございます。

前年度と比べ大きく減した理由としては、職員数を10名から9名、1名減したための人件費の減、もう一つは国保介護特別会計への繰出金の減となります。

49ページをお願いします。

49ページの上のように国保の繰出金、介護保険の繰出金が載っておりますが、国保特別会計繰出金で6,197万2,000円、介護特別会計繰出金で1億5,234万6,000円の計上でございます。前年度に比べ6,864万6,000円の減となったところでございます。

続いてその下、2目老人福祉費については1,847万9,000円減の2,683万4,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金57万4,000円は、県の在宅福祉事業補助金となります。その他の138万4,000円は、老人福祉施設入所者の負担金となります。老人保護措置費、緊急通報システム事業で対象者がふえておりますので、増額をしてございますが平成24年まで実施しております地域人材育成事業が終了しましたので、老人福祉費としては大きく減したところでございます。

50ページをお願いします。

50ページの3目国民年金費については75万4,000円の計上でございます。財源は国の基礎年金等事務交付金となります。

その下の4目同和対策費は、前年度同様の30万8,000円の計上でございます。

その下5目社会福祉施設費は、集会所の修繕等に係る補助金として50万円の計上でございます。

6目後期高齢者医療費については421万4,000円増の1億4,823万9,000円の計上でございます。特定財源の国庫支出金2,033万4,000円は、県の後期高齢者医療基盤安定負担金となります。

その下、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費については50万6,000円増の625万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金78万円は、放課後子供プラン推進事業等、県の児童補助金となります。

2目児童措置費については、前年度と比べ596万8,000円減の9,676万8,000円の計上でございます。子供手当から児童手当に戻り、減となったところでございます。特定財源の国県支出金8,158万8,000円は国県の児童手当の負担金となります。

3目児童福祉施設費については、1億1,114万円増の2億6,802万6,000円の計上でございます。15節工事請

負費で、遊戯室の改築工事費 1億2,000万円を計上したため大きく増額となりました。特定財源の地方債 1億2,000万円は過疎債となります。その他の3,186万6,000円は、保育料や送迎バスの利用料などを充当したものでございます。

54ページをお願いします。

4項の衛生費の説明に入ります。

1目保健衛生総務費については620万1,000円減の1億6,923万5,000円の計上でございます。減となった理由としては、19節負担金補助及び交付金で九十九里地域水道企業団負担金、広域の火葬場斎場事業特別会計負担金、同じく広域の保健衛生負担金、24節の支出金で九十九里地域水道企業団への出資金が少しずつ減額になつたためのものでございます。

56ページをお願いします。

下のほう2目予防費については503万8,000円減の2,437万9,000円の計上でございます。特定財源のその他の10万円は、健康診査等の受診者の負担金となります。予防費の中で新たに新生児のロタウイルスワクチン接種事業を加え、需用費の予防接種ワクチン代と委託料の個別予防接種委託料に係る費用の計上を加えさせていただいておりますが、高齢者の肺炎球菌予防接種がほぼ終了し対象者が65歳到達者のみとなりましたので、この事業も大きく減となりましたので、予防費全体としては減となったところでございます。

3目母子保健費については163万5,000円増の3,143万3,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金816万円は子供医療費扶助に係る県の補助金となります。その他の1,000万円は過疎基金を充当したものでございます。

58ページをお願いします。

13節委託料の中で妊産婦歯科診査委託料12万円を追加してございます。

20節の扶助費の中の子供医療扶助では、実績に基づき前年度よりも180万円増額し、2,430万4,000円の計上でございます。

次に、4目健康推進費については526万円減の1,890万円の計上でございます。特定財源の国県支出金66万6,000円は県の健康増進事業補助金、その他の612万9,000円は後期高齢者医療広域連合からの受託金及び健康診査等の受診者の負担金となります。受診者の減により、委託料が500万円ほど前年度に比べ減となったものでございます。

59ページをお願いします。

5目の環境衛生費については、319万9,000円増の3,475万4,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金517万6,000円は合併浄化槽の国県補助金及び県の太陽光発電の県の補助金となります。その他の45万7,000円は、畜犬登録手数料等を充当したものでございます。有害鳥獣駆除事業として、8節報償費で駆除奨励金を110万円、一番下の欄になりますが鳥獣被害防止対策協議会委員報酬に8万5,000円、備品購入費で捕獲費などの予算を計上したところでございます。

61ページをお願いします。

61ページの下のほうの記述になりますが、19節負担金補助及び交付金で合併浄化槽20基分792万円と太陽光発電設備設置10基分で140万円を計上したところでございます。また有害鳥獣駆除は地域の協力なしではでき

ないことから狩猟免許取得補助金の交付を追加させていただいたところでございます。

62ページをお願いします。

一番上の2項の清掃費については、1,491万6,000円減の5,919万5,000円の計上でございます。広域市町村圏組合で行うごみの共同処理に係る負担金となります。

5款農林水産業費の説明に入ります。

1目農業委員会費については、76万3,000円減の2,583万6,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金155万5,000円は県からの委員会への交付金等になります。その他の62万3,000円は、農業者年金業務受託料と過疎基金を充当したものになります。

63ページをお願いします。

63ページ2目農業総務費については637万5,000円増の3,562万3,000円の計上でございます。増の要因は人件費の割り当てからくるものでございます。

64ページをお願いします。

3目農業振興費については、前年度に比して4,205万7,000円増の7,969万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金1,617万3,000円は、水田自給率向上対策事業、経営所得安定対策補助金など県の補助金と今年度から創設された国の鳥獣被害防止総合対策交付金となります。その他の5,203万2,000円は過疎基金と地域農業推進基金を繰り入れて充当したところでございます。増額の要因は、地域農業推進基金を活用した全農家参加型営農組合の組織化のための地域農業推進補助金を3,750万円の交付を加えたものとなります。

3目の農業振興費では、農業振興のための補助金の交付をしております。主なものを挙げますと65ページに記載がされておりますが、長南西部ライスセンター機械器具購入補助金で675万円、鳥獣被害防止対策協議会補助金で417万8,000円、経営所得安定対策補助金として343万7,000円等々の補助金があります。

66ページにも千葉県水田自給力向上対策事業補助金として860万3,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、4目農村総合整備費については、農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものとして1億6,700万円の計上でございます。前年度に比べ200万円の増額になっております。電気料の値上げにより増額をしたところでございます。

5目畜産業費については、前年度並みの22万6,000円の計上でございます。

6目の農地費については717万円減の1,238万7,000円の計上でございます。営農団体土地改良事業償還補助金（農道舗装）等の減額によるものでございます。

7目圃場整備費については、前年度に比して7,718万6,000円減の8,804万3,000円の計上でございます。利根里地区の土地改良工事で平成25年度で予定していた暗渠排水工事等が平成24年度に前倒しとなったため大きく減額となったところでございます。特定財源の国県支出金1,208万5,000円は利根里地区の土地改良に係る国・県の補助金や土地改良施設維持管理適正管理用補助金になります。その他の1,098万4,000円は土地改良の分担金と過疎基金の充当でございます。

68ページをお願いします。

本年度は農村漁村活性化プロジェクト支援事業として、前年度に引き続き利根里地区の土地改良を実施する

ほか、米満揚水機場整備補修工事も予定をしております。利根里地区の土地改良では、委託料649万3,000円、工事費で305万円、米満揚水機場では委託料100万円、工事請負費770万円の計上でございます。

70ページをお願いします。

8目農村環境改善センター費については、前年度に比して161万3,000円増の1,428万3,000円の計上でございます。特定財源のその他の30万円は、センターの使用料等になります。本年度も屋上防水修理を委託料50万円、工事請負費300万円で実施を予定しているところでございます。

71ページをお願いします。

2項の林業費は、前年度並みの53万6,000円の計上でございます。特定財源のその他の8万円は、みどりの少年団育成事業活動助成金となります。

一番下になりますが、6款商工費の説明に入ります。

1目商工業振興費については65万4,000円増の2,348万9,000円の計上でございます。特定財源の4,000円は、商工会貸付利子でございます。

73ページをお願いします。

次に、2目観光費については、前年度と比して2,363万3,000円増の3,765万3,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金55万9,000円は首都圏自然遊歩道維持管理委託料として県から交付されるものでございます。その他の17万5,000円はキャンプ場の使用料の充当となります。増額の要因は、花火打ち上げ場造成工事で2,000万円、野見金公園と圏央道の開通に伴う観光看板の設置委託で203万円を計上したためのものでございます。

このほか、笠森弁天閣の回廊の改修も実施を予定しているところでございます。

75ページをお願いします。

7款の土木費については8,975万4,000円減の1億7,549万3,000円の計上でございます。国の大型補正に対応し、平成24年度補正予算で土木費関係予算を多く計上し、平成25年度予算に繰り越したため平成25年当初予算では大きく減額となったところでございます。

1目土木管理費については、前年度に比して140万9,000円増の4,445万円の計上でございます。特定財源のその他4,395万円は道路占用料や法定外公共物の使用料という形になります。増となった要因は、道路照明の電気料の値上げに対応したものと圏央道による道路台帳補正に係る委託料を増額したためのものとなっております。

76ページをお願いします。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費については、前年度並みの34万円の計上でございます。

77ページをお願いします。

2目道路維持費については、前年度に比して2,683万8,000円減の2,810万5,000円の計上でございます。特定財源のその他1,283万1,000円は、道路占用料と舗装本復旧工事の負担金としてガス、水道工事の原因者からの負担金となります。

15節工事請負費2,113万円で舗装本復旧工事、深沢1、2号線と長南62号線を排水整備工事で蔵持水沼線を予定しております。道路維持工事は、緊急的な補修工事に対応するものでございます。

次に78ページをお願いいたします。

3目道路新設改良工事については、前年度に比して3,332万1,000円減の7,805万4,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金3,300万円は、国の社会資本整備総合補助金となります。地方債の2,700万円は過疎債となります。

79ページをお願いします。

町道利根里線は補助道路改良工事として実施いたします。工事費は6,000万円です。単独道路改良工事として蔵持24号線を、工事請負費は650万となります。

4目橋梁新設改良費は1,950万円減の350万円の計上でございます。高堰口橋の用地測量と平成26年度で予定します橋梁修繕工事の設計を行うものでございます。

3項河川費、3目河川改良費については、前年度に比して99万3,000円減の406万4,000円の計上でございます。

13節委託料、400万円で須田川の測量を行うものでございます。

4項住宅費、4目住宅管理費については90万7,000円減の898万6,000円の計上でございます。特定財源のその他200万円は町営住宅の使用料となります。

80ページをお願いします。

5項都市計画費、1目都市計画総務費については959万9,000円減の799万4,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金22万5,000円は、国・県の耐震診断に係る補助金となります。その他の5万1,000円は管内図の販売代金となります。

来年度に予定します地籍調査に向けて、周知のパンフレット等の作成費として需用費に印刷製本費5万円を計上させていただいたところでございます。

81ページをお願いします。

8款消防費については、広域市町村圏組合の負担金として1億5,064万2,000円の計上でございます。

9款教育費の説明に入ります。

1目教育委員会費については、前年度並みの210万円の計上でございます。

82ページをお願いします。

2目事務局費は、前年度に比して314万1,000円減の8,139万8,000円の計上でございます。特定財源の53万9,000円は県の幼稚園就園奨励費補助金で、その他の352万9,000円は学習支援指導員や臨時職員の納付金となっております。

本年度も学習支援指導員5名と不登校対策指導員1名を小・中学校へ配置しております。かかる費用は1節報酬費の非常勤講師報酬1,165万8,000円の計上でございます。

学校適正配置検討委員会は8回分の予算を計上してございます。

84ページをお願いします。

説明欄の下のほうになりますが、本年度も海外交流研修事業やキラリ輝く長南町つ子事業を展開していく予定となっております。

一番下になりますが、3目義務教育振興費については406万3,000円の計上でございます。

85ページをお願いします。

中ほどになりますが、2項小学校費、1目学校管理費については、前年度に比べ401万6,000円減の3,353万3,000円の計上でございます。特定財源のその他14万4,000円は、日本スポーツ振興センター掛金、負担金となります。

87ページをお願いします。

2目教育振興費については、前年度並みの2,097万3,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金5万1,000円は、国の特学奨励金となります。その下にあります学校施設整備費については、前年度まで豊栄小学校の校庭拡張用地を千葉県土地開発公社から買い戻すための予算を計上するため設けてございますが、買い戻しが終了したため廃止する目となっております。

3項中学校費、1目学校管理費については108万円増の1,452万円の計上でございます。特定財源のその他7万9,000円は、日本スポーツ振興センター掛金、負担金となります。

89ページをお願いします。

2目教育振興費については232万5,000円減の838万4,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金7万9,000円は、特学奨励金などの国の補助金となります。

次の4項社会教育費、1目社会教育総務費については、前年度に比べ78万7,000円増の5,306万9,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金12万円は、県からの青少年相談員活動補助金となっております。

91ページをお願いします。

中段より下の2目公民館費については152万3,000円増の883万6,000円の計上でございます。特定財源のその他3万円は、公民館の使用料です。増の要因は需用費の修繕料137万8,000円で、消防施設と高圧受電設備の修繕を本年度予定しております。

93ページをお願いします。

3目文化財保護費については135万5,000円増の549万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金5,000円は県からの移譲事務交付金、他の2万円は続長南町史等の販売代金等になっております。

94ページにお進みください。

4目社会同和教育費については28万4,000円の計上でございます。

その次の5項保健体育費、1目保健体育総務費については、4,151万4,000円増の8,116万3,000円の計上でございます。特定財源のその他1,888万8,000円は、B&G地域海洋センターからの修繕助成金1,760万円のほか、スポーツ施設使用料になります。増の要因はB&Gプールの大規模改修となります。

96ページをお願いします。

下のほう15節になりますが、15節工事請負費でプール上屋シートの全面張りかえ1,250万円とプール棟と管理棟の改修2,400万円を予定しております。また、野球場の整備工事として460万円を計上したところでございます。

97ページをお願いします。

97ページの下のほうになりますが、2目給食施設費については8,139万円の計上でございます。特定財源のその他3,162万6,000円は、学校給食負担金となります。

99ページをお願いします。

99ページの10款災害復旧費につきましては、存目4,000円の計上でございます。

100ページをお願いします。

11款の公債費については、2,286万4,000円減の4億2,668万円の計上でございます。特定財源のその他3,000円は、預金利子となります。

12款諸支出金については、7,600万1,000円増の1億5,111万6,000円の計上でございます。

3項基金費、1目財政調整基金へは、西地区テレビ共同組合からの受け入れ金7,000万円と寄附金等で7,013万3,000円を積み上げるものでございます。

101ページをお願いします。

8目地域農業推進基金へ4,000万円、9目過疎基金へは過疎債3,500万円を10目災害対策基金へは県からの復興基金交付金600万円を利子と合わせて積み上げるものでございます。

13款予備費については、前年度と同様1,000万円の計上でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

12ページにお戻りください。

1款町税全体では、前年度に比して2,185万2,000円減の11億4,925万9,000円となっております。

1項町民税につきましては、法人は前年度のような収入が見込めないこと、町民税全体で前年度に比して950万円減の4億4,420万円を見込んだところでございます。

2項固定資産税については、前年度評価がえによる減を見込んだ当初予算を編成しましたが、予想を超える減となりました。本年度においては、これを受け、前年度に比して1,920万2,000円減の6億1,785万8,000円を見込んだところでございます。

4項町たばこ税は、4月1日より県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されることから700万円増の5,700万円を見込んだところでございます。

3項軽自動車税、5項鉱山税、6項特別土地保有税につきましては、ほぼ前年度並みの計上でございます。

2款地方譲与税については、前年度に比して100万円の増の8,500万円の計上でございます。前年度の交付実績と国の算定を参考に1項地方揮発油譲与税を増額したものでございます。

13ページをお願いします。

3款利子割交付金から6款地方消費税交付金までは、地方譲与税と同様、前年度の交付実績と国の算定を参考に計上したものでございます。

7款ゴルフ場利用税につきましては、平成24年度の実績を考慮し、200万円増の9,200万円を計上したものでございます。

14ページをお願いします。

8款自動車取得税交付金は、平成24年度の実績と国の算定を参考に400万円増額の2,500万円の計上でございます。

9款地方特例交付金については、前年度に比して60万円増の200万円の計上でございます。減収補填特例交

付金で、減税施策に伴う減収分を補う交付金になります。エコカー減税措置の終了により、現在は住宅ローン減税の減収補填となっておるところでございます。

10款地方交付税につきましては、国の試算を勘案し、本町においては400万円増の12億5,000万円の計上でございます。内訳としては、普通交付税が11億6,500万円、特別交付税が8,500万円を見込んでいるところでございます。

11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同様の207万5,000円の計上でございます。

12款分担金及び負担金から22ページの21款町債までは、歳出の特定財源の中で説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

102ページ以降に給与費明細書のほか、参考資料を記載しておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございましたが、議案第26号 平成25年度長南町一般会計予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第26号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は4時5分を予定しております。

（午後 3時5分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時0分）

○議長（松崎 熱君） 議案第27号及び議案第28号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、岩崎利之君。

[税務住民室長 岩崎利之君登壇]

○税務住民室長（岩崎利之君） それでは、議案第27号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の117ページをお開きいただきたいと存じます。

今年度の予算編成に当たりましては、被保険者の状況あるいは過去の給付費の状況から積算計上したところでございます。

本年1月1日現在の加入状況でございますが、一般被保険者では2,571人、退職被保険者では249人、全体では2,820人となっておりまして、加入率といたしましては、31.1%ということでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成25年度長南町国民健康保険特別会計予算でございますが、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,800万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額でございますが、2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定によりまして歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載してございますように、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明させていただきますので、124ページをお開きいただきたいと存じます。

1款の国民健康保険税につきましては3億1,240万円を見込んだものでございまして、前年度と比較いたしまして、6.8%、1,990万円の増でございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税におきましては、1,830万円増の2億7,920万円、2目の退職被保険者等国民健康保険税は160万円増の3,320万円を見込んだところでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項1目総務手数料は存目の計上でございます。

次の125ページでございますが、3款の国庫支出金の総額につきましては3,986万5,000円増の3億1,700万円でございます。内訳でございますが、1項1目の療養給付費等負担金では一般被保険者給付の増により、2,800万円増の2億2,900万1,000円を見込んだところでございます。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金の4分の1の負担率ございまして、490万9,000円でございます。

3目特定健康診査等負担金は、対象経費の3分の1の負担で、108万8,000円でございます。

次の2項1目財政調整交付金でございますが、こちらも一般被保険者給付の増に伴い1,230万円増の8,200万1,000円を見込ませていただいたところでございます。

2目事業費補助金は、存目の計上でございます。

次の4款退職保険者分に係る療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者等給付費の増により1,000万円増の5,720万1,000円を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の各保険者の加入割合による負担の不均衡を調整するための支払基金からの交付金でございまして、前々年度の精算の関係から1,912万5,000円減の2億8,000万円を見込んでおります。

6款県支出金でございますが1,134万6,000円増の5,265万7,000円でございます。内訳でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金及び、次の126ページの2目特定健康診査等負担金は国庫支出金と同額でございます。

2項1目財政調整交付金では1,178万円増の4,666万円を見込んでおります。前年度から国庫負担が2%引き下げによりまして、県の財政調整交付金の交付率は7%から2%引き上げて9%となっておるところでございます。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円を超える医療費を対象と

する事業でございまして、1,030万円増の2,520万円を見込んでおります。

また、2目保険財政共同安定化事業交付金は、30万円を超える医療費のうち8万円を超え80万円までの部分を対象とする事業でございまして、1,280万円増の1億700万円を見込んでおり、それぞれ国保団体連合会から交付されるものでございます。

8款財産収入は基金利子でございまして、存目の計上でございます。

次の9款繰入金でございますが33万6,000円減の8,197万2,000円の計上でございます。内訳でございますが、1目財政調整基金繰入金につきましては、一般会計からの繰入金のうち保険税軽減分に伴う減額分の2,000万円を計上させていただいたところでございます。

2目一般会計繰入金では2,033万5,000円減の6,197万2,000円でございまして、1節、2節及び5節につきましては、保険税の均等割、平等割の軽減を基礎とした繰り入れ、また3節は職員給与費等の繰り入れ、4節の助産費等におきましては、1件当たりの支給額42万円の3分の2相当で10件分の繰り入れを見込んだものでございます。

次の127のページ、10款繰越金では前年度繰越金1,000万1,000円を計上させていただくものでございます。

11款諸収入につきましては、延滞金預金利子、第三者納付金等86万7,000円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

次の128ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の1項1目一般管理費でございますが、334万9,000円減の2,364万1,000円をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金が調整交付金及び事業費補助金、その他財源は一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。

主な内容につきましては、人件費のほか、12節では保険証の更新のための郵便料、郵送料です。また13節におきましては、国保連合会の電算共同処理委託料91万8,000円のほか国保システム管理委託料等を、また14節では高額療養費支給システム使用料63万円ほかをお願いするものでございます。

2目の連合会負担金でございますが、昨年と同額の86万4,000円の計上をさせていただいたものでございます。

129ページの下段から次の130ページをお願いしたいと存じますが、2項1目の賦課徴収費でございます。納税通知書の印刷製本費のほか、その郵便料及び電算委託料で335万1,000円をお願いするものでございます。

3項1目の運営協議会費につきましては、前年度と同額の26万7,000円でございます。特定財源のその他財源は一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。

続きまして、2款保険給付費でございますが、一般被保険者分、退職被保険者分ともに給付費が伸びていることから、前年度と比較し11.2%、8,790万円増の8億7,033万2,000円を見込んだところでございます。

保険給付費全体の特定財源を先に申し上げます。国県支出金の2億6,901万3,000円は、療養給付費等負担金と財政調整交付金でございます。また、その他の財源の4億943万円のうち一般被保険者分は、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの保険基盤安定等の繰入金及び助産費繰入金でございます。

また、退職被保険者等に係るその他財源は、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金ほかでございます。

1項1目の一般被保険者療養給付費におきましては、24年度に急激な伸びを示していることなどを勘案いたしまして、12.2%、7,550万円増の6億9,500万円を見込んだものでございます。1人当たりの給付費につきましては、平成24年度の見込額とほぼ同額に見込んでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては被保険者は減と見込まれ、24年度の見込額に対しましては5.4%の減ですが、当初予算比では5.9%390万円増の7,000万円を見込んでございます。

次に、3目の一般被保険者療養費につきましては580万円。

4目の退職被保険者等療養費では65万円と、ともに過去の実績等を勘案し、減額を見込んだところでございます。

次の131ページでございますが、5目の審査支払手数料につきましては250万円を見込んでございます。昨年度比20万円の減につきましては、国保連合会の審査支払手数料単価の引き下げによるものでございまして、審査件数は5万1,000件程度を見込んでおります。

次に2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございますが、一般被保険者療養給付費と同様大きな伸びを示していることから、12.8%、930万円増の8,200万円を見込んだところでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費につきましては20万円増の900万円でございます。

3目及び4目の高額介護合算療養費につきましては、それぞれ存目の計上でございます。これは、医療費が高額になった世帯の中に介護保険の受給者がいる場合に医療費と介護保険の両方の自己負担分を合計いたしまして、一定の限度額を超えた場合支給される制度でございます。

次の3項移送費につきましては、1目の一般被保険者移送費、2目退職被保険者移送費とも前年度と同額のそれぞれ4万円を計上させていただいたものでございます。

次に132ページをお願いいたしたいと存じます。

4項1目の出産育児一時金につきましては、前年度同様に10件分420万円を見込ませていただきました。

また、5項1目の葬祭費でございますが、昨年度実績等を勘案いたしまして、22件分110万円を見込んだところでございます。

続きまして、3款の後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度において現役世代からの支援として、各保険制度から支払い基金へ拠出するものでございまして、1目の後期高齢者支援金では3.9%、538万4,000円増の1億4,256万円でございます。特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は前期高齢者交付金及び繰入金でございます。

2目の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、1万1,000円の計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、4款前期高齢者納付金等でございますが、前期高齢者医療の財政調整に係る納付金でございまして、133ページとなります。1目前期高齢者納付金で7万7,000円、2目の前期高齢者関係事務費拠出金といたしまして1万円の計上でございます。特定財源は国県支出金につきましては、療養給付費等負担金その他財源は前期高齢者交付金でございます。

次に、5款老人保健拠出金でございますが、1目老人保健医療費拠出金は存目の計上、2目の老人保健事務費拠出金では8,000円の計上でございます。特定財源その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

6款の介護納付金につきましては、40歳以上64歳までの第2号被保険者の納付金として支払基金へ納付するものでございますが、1.4%、87万6,000円増の6,565万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は療養給付費等負担金及び調整交付金でございます。

次の、7款共同事業拠出金につきましては80万円、あるいは30万円を超える医療費を対象として、国保連合会に拠出するものでございますが、前年度比3.7%、433万7,000円減の1億1,226万7,000円の計上でございます。

次の134ページをお開きいただきたいと存じます。

1目の高額医療費拠出金では4.4%、90万円減の1,964万円を、2目その他共同事業拠出金は存目でございまして、3目の保険財政共同安定化事業拠出金では3.6%、343万7,000円減の9,262万6,000円とそれぞれ国保連合会の試算により見込んだものでございます。特定財源の国県支出金は高額医療費共同事業負担金、その他財源につきましては、国保連合会からの共同事業交付金ほかでございます。

続きまして、8款保健事業費でございますが、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、1,027万円をお願いするものでございます。茂原市長生郡医師会への特定健康診査委託料ほか、特定健康診査及び特定保健指導に係るものでございます。

次の135ページでございますが、2項1目の保健衛生普及費でございます。広報、リーフレットの作成及び医療費通知の郵便料で54万1,000円を、2目の疾病予防費につきましては、人間ドックの委託料110名分を見込みまして553万8,000円をお願いするものでございます。特定財源は国県支出金が特定健康診査等負担金、財政調整交付金、その他財源は検診の負担金でございます。

9款の基金積立金の100万1,000円は、条例積み立てと基金利息でございます。

10款公債費につきましては、存目の計上をさせていただいたものでございます。

11款の諸支出金につきましては、保険税の還付金等60万3,000円の計上でございます。

次の136ページの12款予備費につきましては、前年度と同額の100万円でございます。

以上、歳入歳出予算の総額を前年度に比較いたしまして7.3%、8,450万円増の12億3,800万円とさせていただくものでございます。

137ページからは給与費明細書となりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第28号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明させていただきます。

147ページをお開きいただきたいと存じます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されました資格の得喪事務、あるいは、保険料の徴収事務に係る経費等を予算でお願いするものでございます。

後期高齢者の状況でございますが、本年の1月1日現在の被保険者数は1,771人、昨年度と比較しますと、4人減という状況でございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,205万円と定めるものでございます。

2項といいたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明をさせていただきます。

152ページをお願いいたしたいと存じます。

1款の後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合の試算に基づきまして本年度は6,126万円を見込んでところでございます。前年度に比較いたしますと、5.9%、382万8,000円の減となるところでございます。

なお、保険料率につきましては、据え置きでございますが、前年度に見直しされ2年間適用されることから均等割額3万7,400円、所得割率7.29%、賦課限度額は55万円でございます。

2款の繰入金でございますが、前年度比5.4%、161万4,000円減の2,832万円を見込んだところでございます。

1節の保険基盤安定繰入金は、低所得者分の保険料軽減に対しての補填分でございまして、4分の3が県から、残りの4分の1を町が負担し一般会計を経由して2,711万3,000円を繰り入れするものでございます。

2節の事務費繰入金では120万6,000円を見込んだところでございます。また、3節の人間ドック助成繰入金は、広域連合からの長寿健康増進事業補助金を見込んだことで存目の計上となってございます。

続きまして、3款の繰越金につきましては99万5,000円を計上させていただいたところでございます。

4款の諸収入でございますが、広域連合からの保険料の還付金、4目雑入の賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金等でございまして、147万5,000円の計上をさせていただくものでございます。

続きまして、次の153ページの歳出でございます。

1款総務費におきましては、173万6,000円をお願いするものでございます。年齢到達者への保険証の郵便料のほか、システム使用料等でございます。

2項1目の徴収費につきましては、147万1,000円をお願いするものでございます。保険料の徴収事務に係ります電算処理委託料のほか、納入通知書の郵送料でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの事務費繰入金と広域連合からの事務費補助でございます。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、8,887万円を見込んだところでございます。納入されました保険料と保険基盤安定負担金を合わせまして広域連合へ納付するものでございます。特定財源のその他財源は一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に3款の保険事業費では、人間ドックの委託料として84万2,000円をお願いするものでございます。昨年同様に17件程度を見込んでおります。特定財源のその他財源は一般会計から人間ドック助成繰入金と雑入の広域連合から長寿健康増進事業補助金でございます。

4款諸支出金は、次の154ページにまたがりますが、保険料の還付金等で10万2,000円を計上させていただいたところでございます。特定財源のその他財源は広域連合からの保険料還付金等でございます。

また2項1目一般会計繰出金は存目の計上でございます。

5款の予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

以上、歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしまして、5.6%、545万円減の9,205万円とさせていただくものでございます。

以上が議案第27号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第28号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第27号及び議案第28号の内容の説明は終わりました。

議案第29号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、湊 博文君。

[保健福祉室長 湊 博文君登壇]

○保健福祉室長（湊 博文君） それでは、議案第29号 平成25年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてましてご説明をさせていただきます。

157ページをお開きいただきたいと存じます。

内容に入ります前に、まず本年1月1日現在の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者数は3,026名でございます。高齢化率は33.3%となりまして、前年比1.2%上昇しております。介護認定者数は、521名でございまして、このうちの86.6%、451名の方が何らかの介護サービスを利用されております。内訳でございますが、居宅介護サービスを利用されている方が302名、施設介護サービスを利用されている方が125名、地域密着型介護サービスを利用されている方が24名となってございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

157ページでございます。

平成25年度長南町の介護保険特別会計予算は次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,300万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 嶽入歳出予算」によりらせていただくものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、第1号に記載してございますように保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明をさせていただきたいと思いますので、166ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款総務費につきましては317万8,000円増の2,286万7,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は一般会計からの運営費の繰入金でございます。

1項1目一般管理費でございますが、1,475万2,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、人件費のほか、介護保険電算システム使用料でございます。本会計の支弁職員の1名増によりまして、前年度に対しまして364万5,000円の増となるところでございます。

2項1目の賦課徴収費につきましては90万3,000円をお願いするものでございます。

12節役務費におきましては保険料通知のための郵便料。13節委託料につきましては電算処理委託料でございます。

次のページの3項1目認定調査等費でございますが、721万2,000円をお願いするものでございます。認定調査等費の主なものといたしましては、7節賃金といたしまして調査員の賃金を、12節の役務費におきましては、主治医意見書の作成手数料、19節負担金におきましては、広域で行っております認定審査会の経費をそれぞれお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。168ページでございます。

2款保険給付費につきましては、認定者利用者とも年々増加傾向であります。平成24年度の利用状況を鑑み、必要量を見込んだところでございまして、全体では1.1%、1,093万8,000円減の10億1,447万円を見込んだところでございます。

保険給付費全体の特定財源につきましては、それぞれの負担率に基づきまして、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で4億984万7,000円、またその他財源につきましては支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金で4億3,846万2,000円でございます。

保険給付費の内容でございますが、1目の居宅介護サービス給付費につきましては1.8%、655万3,000円増の3億6,182万4,000円を、2目の地域密着型介護サービス給付費につきましては前年度並みでござります8,424万円を、3目の施設介護サービス給付費では2.2%、938万1,000円減の4億2,376万5,000円をそれぞれ見込んだところでございます。

また、4目居宅介護福祉用具購入費では120万円、5目居宅介護住宅改修費は300万円、6目居宅介護サービス計画給付費につきましては2.4%、95万2,000円増の4,068万5,000円をそれぞれ見込んだところでございます。

次のページでございますが、2項の介護予防サービス等諸費は要支援に認定された方の給付といたしまして、1目の介護予防サービス給付費では5.4%、119万6,000円減の2,076万7,000円を、2目の地域密着型介護予防サービス費は存目的上ござります。

3目の介護予防福祉用具購入費では20万円を、4目の介護予防住宅改修費で40万円。5目介護予防サービス計画給付費では576件分でございますが、253万3,000円をそれぞれ見込んだところでございます。

次の3項1目審査支払手数料でございますが、国保連合会への審査支払手数料でございまして、1,082件分75万4,000円を見込んでございます。

続きまして4項、次のページ、170ページに移りますが、1目高額介護サービス費でございますが、6.9%、162万7,000円減の2,180万7,000円を見込んでございます。こちらにつきましては、利用者負担は1割でございますが、利用者負担が一定額を超えた場合に給付するものでございまして、155件分を見込んだところでございます。

5項1目高額医療合算介護サービス費は300万円を見込んでおります。これは、医療費と介護保険の両方の自己負担分を合算いたしまして、一定額を超えた部分を給付し、利用者負担を軽減するものでございます。

6項1目特定入所者介護サービス費でございますが、9.2%、508万8,000円減の4,994万7,000円を見込んでおります。こちらは低所得の方の負担を軽減するため、食費や居住費に負担限度額を設けて、それを超えた部

分を給付するものでございまして、130人分を見込んだものでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費でございますが34万7,000円で、要支援の方1名分を見込んでございます。

次の3款基金積立金につきましては存目の計上でございます。

4款地域支援事業費でございますが、101万円増の1,405万9,000円をお願いするものでございます。地域支援事業全体の財源内訳につきましてはそれぞれの負担率に基づきまして、国県支出金の地域支援事業交付金で675万8,000円。また、その他財源につきましては支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金で450万1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。171ページでございます。

1項1目の介護予防事業費につきましては569万6,000円をお願いするものでございます

主なものといたしましては、健康づくり高齢者把握事業といたしまして、12節役務費で生活機能評価のチェックリストを郵送するための郵便料。13節委託料におきましては、そのチェックリストの作成経費とはつらつ元気教室の卒業生を対象とした一次予防事業としての元気高齢者運動教室、及び二次予防事業としてのはつらつ元気教室の経費でございます。117万円増となるわけでございますけれども、高齢者把握事業委託について長生農業管理センターから他の業者に変更することにより経費が増となるものでございます。

次の2項1目包括的事業等費につきましては836万3,000円をお願いするものでございます。

主な内容でございますが、包括支援センターの運営にかかわります人件費のほか、次のページに先ほどちょっとページを間違えました。申しわけございません。172ページになりますが、14節使用料におきましては、給付管理を行うための運営システムの使用料でございます。

次の5款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者の保険料還付金として60万円をお願いし、2目第1号被保険者保険料還付加算金と、次のページの3目償還金につきましては、存目の計上でございます。

また2項1目一般会計繰出金につきましても、存目の計上でございます。

6款予備費でございますが、前年度と同額の100万円の計上でございます。

次の174ページ以降につきましては、給与費明細等参考資料でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、歳入でございますが、163ページにお戻りいただきたいと存じます。

まず1款の保険料でございますが、団塊の世代が65歳を迎えることによりまして、前年度比1.8%、301万4,000円増の1億6,956万4,000円を見込んだところでございます。本年度は第5期介護保険事業計画での2年目となりまして、5期の基準となります保険料の年額は5万7,600円、月額では4,800円でございます。

3款の国庫支出金から、次のページの6款財産収入、7款寄附金を除きまして8款繰入金までは、歳出の特定財源でご説明申し上げましたので省略をさせていただきたいと存じますが、8款2項基金繰入金を除きまして、それぞれ法定による負担区分によりまして計上させていただいたものでございます。

なお、6款財産収入、7款寄附金につきましては存目の計上でございます。

164ページでございますが、8款2項1目の介護給付費準備基金繰入金の1,745万4,000円につきましては、

介護給付費準備基金からの繰り入れを見込んだものでございます。

続きまして、9款繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして100万円の計上でございます。

次に10款の諸収入につきましては、次のページとまたがりますが、3項4目の雑入では介護予防事業の利用料として26万円を見込んでおります。前年度比779万5,000円の減につきましては、昨年度においては財政安定化基金拠出金として平成12年度から平成20年度まで千葉県に積み立てをした額の約71%が市町村へ還付をされました。今年度はそれがないことから大幅な減額となるものでございます。

以上が平成25年度長南町介護保険特別会計予算の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第29号の内容の説明が終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（松崎 熱君） 皆様に申し上げます。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長します

○議長（松崎 熱君） 議案第30号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第30号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、霊園事業の概要についてご説明をさせていただきます。

笠森霊園につきましては、事業を開始して以来、34年が経過し、現在適正な管理運営に努めているところでございます。前年度は墓所使用者の利便性、安全性の向上を図るため、墓所通路の暗渠排水設置工事、管理棟、身障者トイレの自動ドア改修工事などを実施させていただきました。

本年度につきましても、引き続き施設整備を進めるため、霊園内道路などの交通安全施設工事また事業収入の増収を図るため、返還墓所などの墓石の撤去工事を計画させていただいております。近年の返還墓所の減少により、事業収入が減少傾向にあることから一般会計への繰出金の抑制をさせていただくなど、より一層の適正で効率的な事業運営に努めてまいります。

それでは、内容に入らせていただきます。

183ページをお開き願いたいと存じます。

平成25年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,690万円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最

高額は2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出よりご説明をさせていただきますので、189ページをお開きいただきたいと存じます。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございます。人件費では職員2名と嘱託非常勤職員2名の給与、賃金等を計上させていただいております。11節需用費では公用車の燃料、整備代、管理棟の光熱費等303万5,000円を計上させていただきました。

次の190ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、園内清掃委託といたしまして昨年と同額の1,300万円を、また墓所管理料の電算処理委託では平成26年度からのコンビニでも納付が可能とするため、収納システム構築委託などを含め679万3,000円を、自動ドアの保守点検委託16万8,000円などを計上させていただきました。

次の191ページをお願いいたします。

2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、13節委託料81万円では毎年行っております芝生墓所の専門業者による除草剤散布委託を計上させていただいております。

また15節工事請負費では、霊園内道路の区画、白線の引き直し、ガードレール設置などの交通安全施設工事返還墓所の墓石撤去工事など394万円をお願いしております。

3款1項公債費、4款1項予備費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入でございますが、188ページにお戻りいただきたいと思います。

1款事業収入、1項1目墓所使用料でございます。902万1,000円、39区画分の墓所永代使用料を見込ませていただいております。園内全体での区画数9,280区画のうち、9,185区画は既に使用許可済みであり、率にいたしますと99.0%の状況でございます。返還墓所が減少傾向にあることなどから、24年度の実績での区画数とさせていただいております。

次に、2款財産収入、3款寄附金につきましては、前年度と同額での予算計上でございます。

4款の繰入金でございますが、本年度も霊園内道路の施設整備と返還墓所などの墓石撤去工事などを計画させていただいているので、財政調整基金より827万2,000円を充てさせていただいております。

次に5款繰越金、6款諸収入につきましては前年度と同額での計上とさせていただいております。

以上、歳入歳出合計5,690万円をお願いするものでございます。

なお、193ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、議案第30号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第30号の内容の説明が終わりました。

議案第31号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、田邊功一君。

[産業振興室長 田邊功一君登壇]

○産業振興室長（田邊功一君） 議案第31号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明を申し上げたいと存じます。

初めに、概要といたしまして3地区の平成25年1月末現在の接続状況につきましてご報告申し上げますと、豊栄東部地区でございますが、加入戸数353戸のうち接続戸数が276戸で接続率78.2%。芝原地区につきましては加入戸数361戸のうち接続戸数320戸、88.6%。また給田地区につきましては加入戸数354戸のうち接続戸数253戸で接続率は71.5%でございます。3地区の合計では加入戸数が1,068戸で、うち接続戸数849戸の接続率で79.5%という状況でございまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、201ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条により、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,440万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によらせていただくところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、借り入れの最高額を2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、207ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、579万1,000円をお願いするものでございます。

この内容につきましては、2節3節4節は職員の人件費関係でございまして、11節需用費33万円、12節役務費43万7,000円につきましては事務的経費でございます。

13節委託料では施設の使用料金算出に当たってシステムの保守管理委託料といたしまして10万5,000円を、19節負担金補助及び交付金は総合事務組合等の負担金でございます。

27節につきましては、27節公課費は重量税と消費税を前年度並みに計上をさせていただきました。

次に208ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、4,396万4,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては11節需用費から13節委託料までは処理場施設と中継ポンプ等の維持管理が主な内容でございます。

なお、委託料の中で機能診断・最適構想策定業務委託料は工事着手から20年が経過することから、今後の修繕計画等を策定するためのもので財源といたしましては、特定財源の国県支出金400万円を充てさせていただくものでございます。

15節工事請負費につきましては、3地区の管路維持工事といたしまして200万円をお願いするものでございます。

16節原材料は補修用資材購入費でございまして、3款公債費でございますが、1項1目元金は1億1,732万5,000円、2目利子につきましては4,632万円で、合わせまして1億6,364万5,000円を計上させていただきました。これは、財政融資資金12件、また、公営企業資金23件の償還分でございます。

4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするところでございます。

次に、歳入でございますので、206ページをお願いいたします。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金でございますが、前年度と同額の84万円で、新規加入といたしまして2件分の分担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが4,155万8,000円で、前年度より9万9,000円の増でございます

が、接続率を考慮いたしまして9万9,000円の増とさせていただいたものでございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金でございますが、機能診断による修繕計画に要する費用として県からの補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが1億6,700万円で、前年度より200万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては公債費等に充てさせていただくものでございます。

5款1項1目繰越金でございますが、前年度と同様に100万円を計上させていただくものでございます。

6款諸収入、1項1目預金利子及び2項1目雑入につきましては存目の計上でございます。圏央道関連工事が終了したことによりまして前年度より2,769万9,000円の減となるところで、歳入歳出合計それぞれ2億1,440万円をお願いするものでございます。

なお、210ページ以降の給与明細等につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第31号 平成25年度長南町農業集落排水事業費特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁でございますが、ご審議を賜りご可決くださいますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第31号の内容の説明は終わりました。

議案第32号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第32号 平成25年度長南町ガス事業会計予算の内容についてご説明をさせていただきます。

予算書は別冊となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

1ページをごらんください。

第1条では、平成25年度長南町ガス事業会計の予算は次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。（1）供給戸数は4,608戸、（2）年間供給量は862万8,000立方メートルを見込んでおります。（3）1日の平均供給量は2万3,638立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただくものでございます。

まず、収入でございます。

第1款ガス事業収益6億5,443万4,000円、24年度決算見込みと比較いたしますと、9,263万6,000円の増となっております。

なお、各項につきましては、この後の予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は6億5,732万6,000円、24年度決算見込みと比較いたしますと、9,476万9,000円の増となっております。

2ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億2,922万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億

2,337万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額584万9,000円で補填するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入4,815万円でございます。24年度決算見込みと比較いたしましたと、1,370万8,000円の減となっております。

1項2項の内容につきましてはこの後説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出1億7,737万2,000円でございます。24年度決算見込みと比較いたしましたと、2,889万7,000円の減となっております。

次に、第5条企業債でございますが、起債の目的は本・支管整備事業で、限度額は4,000万円を予定しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載したとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

一時借入金でございます。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

次に、第7条、予定支出の各項の費用の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきます。（1）として売上原価、供給販売費、一般管理費、営業雑費用、営業外費用でございます。（2）として、建設改良費、企業債償還金とさせていただきます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費6,775万9,000円とさせていただきます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

25年度の予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに、収入でございます。

1款ガス事業収益の予定額は6億5,443万4,000円とさせていただきます。

1項1目ガス売上でございますが6億3,682万6,000円、24年度決算見込みに比較して9,968万8,000円の増でございます。販売見込み量として年間862万8,000立方メートルを見込んでおります。うち小口分は一般家庭や商工業用が645万8,000立方メートルで、24年度決算見込みに比較して130万8,000立方メートルの増を見込みました。小口分の内訳といたしまして一般家庭や商業用は23年度決算並みの487万立方メートルの売り上げを見込み、それに加えまして株式会社佐久間がガス使用料の見通しが立つまで当面を一般小口料金として見込み、141万立方メートルを見込んでおります。大口は長南工業団地の酒悦でございますが、24年度と同数の217万立方を見込んでおります。

次に、2項1目受注工事収益は1,608万8,000円で内管工事費150件分を見込んでおります。

2目器具販売収益は、10万4,000円でガス漏れ警報器10台分を見込んでおります。

3項1目受取利息4,000円、2目雑収入として141万2,000円、これは他工事での破損修理工事代等を見込んでおります。

次に、支出でございます。

5ページをごらんください。

収益的支出の内容でございます。

1款ガス事業費用の予定額は6億5,732万6,000円でございます。

1項1目ガス売上原価は3億4,843万4,000円で890万1,000立方メートルの原ガス購入費でございます。

2項供給販売費でございますが、2億2,201万4,000円、24年度決算見込みと比較して、4,626万9,000円の増となっております。

内容は、2目から8目までは職員の人事費であります。

9目修繕費3,745万2,000円、これは長南供給所のガスホルダー1基が10年ごとの開放検査工事のため財源として修繕引当金を取り崩し、なお不足する額2,400万円を計上させていただいております。

20目委託作業費2,668万6,000円は、保安規定に基づく各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、メーター検針業務委託、管網図のデータ整備委託等で24年度決算見込みに比較して931万2,000円の増でございます。

27目固定資産除却費343万円はガスマーティー器導管の除却費でございます。

30目減価償却費1億2,425万9,000円、前年度と比較いたしまして370万3,000円の増となっております。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

3項一般管理費でございます。予定額4,434万6,000円でございます。主な内容は、2目から9目までは職員の人事費で4人分、そのほか19目の賃借料931万4,000円は財務会計システム及びガス料金システム等の賃借料でございます。

4項営業雑費用は2,021万5,000円でございます。

1目受注工事費用1,506万6,000円は、内管工事費150件分の指定工事店へ支払う工事費を見込んでおります。

3目から6目までは職員の人事費でございます。

5項営業外費用1,231万7,000円でございます。1目は企業債利息919万3,000円、2目消費税で280万2,000円、雑支出32万2,000円を見込んでおります。

6項の予備費につきましては、前年度同様1,000万円を予定しております。

次の7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入の予定額4,815万円でございます。

1項1目企業債4,000万円は前年度決算見込みに比較して500万円の減であります。本支管の白ガス管改善工事に充当するための借り入れを予定しております。

2項1目工事負担金815万円は、新規加入に伴う負担金、舗装本復旧工事の負担金として収入を見込んでおります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の予定額は1億7,737万2,000円でございます。

1項1目工事費1億1,996万3,000円。内容は、白ガス管改善工事、舗装本復旧工事、供給管取り出し工事等でございます。25年度は、白ガス管入れかえ工事として12路線2,450メートルを予定しております。

2目固定資産購入費239万1,000円、検満によりますメーター器の購入を予定しております。

3目工事負担金861万円で、町道の舗装本復旧工事の負担金でございます。

4目以降は職員の人物費でございます。

2項1目企業債償還金は237万1,000円増で3,028万8,000円、財務省財政融資資金等の元利償還金でございます。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。

資金計画でございます。受け入れ資金の合計は、当年度予定額8億6,684万2,000円、中ほどになりますが、支払い資金の合計は7億3,799万2,000円を予定し、差し引き年度末での現金は1億2,885万円の見込みとさせていただきます。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。

25年度予定損益計算書についてご説明いたします。

25年4月から26年3月末までの1年間のガス事業の経営成績を税抜きであらわしたものでございます。1の現年度製品売り上げから5の営業外費用までの損益を計算した当年度純利益は、右側下から三行目になりますが、125万9,000円となります。これに前年度からの繰越利益剰余金と合わせますと、一番下の二重線、当年度未処分利益剰余金が4,581万9,000円とさせていただくものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

25年度の予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状況を明らかにするため、26年3月31日時点において保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表示したものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、一番下の二重線、40億6,886万2,000円となります。

次の11ページになります。

負債の部では、3、固定負債、4の流動負債を合わせた合計が4,299万5,000円となります。

次に、資本の部になりますが、5の資本金、6の剰余金の合計、資本合計が40億2,586万7,000円、一番下の二重線で負債資本合計が40億6,886万2,000円となっており、先ほど10ページの資産の部と負債、資本の部の合計が一致しておりますので、貸借対照表として成立しているところでございます。

次の12ページから16ページまでは給与明細となっております。

また、17ページは債務負担行為に関する調書でございます。

18ページ以降につきましては、参考資料として予算の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成25年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第32号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第32号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第38、議案第32号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日質

疑、討論、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第38、議案第32号までについては後日質疑、討論、採決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月1日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後 5時23分）